

平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 平成29年3月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （延会） 午前11時15分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 小 川 公 一 | 保健福祉課長    | 松 嶋 良 治 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教 育 課 長   | 田 中 立 志 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課主幹   | 三 宅 伸 幸 |
| 総務企画課主幹     | 片 岡 崇   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行    淳

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 会期の決定  
 日程第3 諸般の報告  
 日程第4 議案第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第 5 議案第 2 号 旅費条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 3 号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 4 号 矢掛町男女共同参画推進条例制定について  
議案第 5 号 矢掛町こどもみらい基金条例制定について  
議案第 6 号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例制定について  
議案第 7 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について  
議案第 8 号 町道の路線廃止について  
議案第 9 号 町道の路線認定について  
議案第 10 号 平成 28 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について  
議案第 11 号 平成 28 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 12 号 平成 28 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 13 号 平成 28 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 14 号 平成 28 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）につい  
て  
議案第 15 号 平成 28 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 16 号 平成 28 年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

暦の上では春とはいえ、まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様には年度末を控え御多用のところ、お繰り合わせ御出席をいただき御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので御報告いたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（江尻健二君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番浅野毅君と5番山野豊久君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（江尻健二君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2日から22日までの21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から22日までの21日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（江尻健二君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、あいさつを兼ね報告をしていただきます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会を召集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多忙のなか、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

今年もはや3月に入り、柔らかな日差しが快く感じられる季節になりましたが、朝夕の冷え込みはまだまだ寒さの厳しい日が続いております。

さて、先月19日に開催されました第29回矢掛本陣マラソン全国大会では、町内外から2年連続で2,000人を超える、過去2番目となる2,064の方がエントリーされ、天候にも恵まれ、盛大に開催することができました。これも、スポーツ推進委員をはじめ、各地区公民館、警察署員、あるいは自治会、ボランティアの方々といった多くの方々の協力のたまものであり、関係者の方々に心から感謝を申し上げるしだいでございます。

また最近の社会情勢につきましては、アメリカ第一主義を掲げるトランプ大統領が、TPPからの離脱表明、イスラム教徒の入国拒否など、外交、安全保障政策、そして通商貿易政策など、就任以来、大

統領の言動等に対して世界各国が注目し、我が国日本においてもどのような影響が出るのか、私自身も注視しているところでございます。

こうしたなか、政府ではこれまでと同様、経済政策と財政健全化の両立を掲げ、97兆4,547億円と一億総活躍社会の実現と第4次産業革命による成長を目指す過去最大規模となる新年度予算を編成しており、生産性向上による賃金の上昇、地域での消費拡大、地域経済の活性化という好循環が生み出されることを強く期待されるところでございます。

一方、岡山県の平成29年度一般会計予算につきましては、6,916億9,000万円と昨年に比べ3.8パーセントの減額となっております。これは、政令指定都市への税源移譲で県が支出していた岡山市の小中学校教職員給与が市負担となるため、人件費が減り、5年ぶりのマイナス編成となっております。伊原木県知事の2期目最初となる予算編成であり、教育再生、産業振興という1期目の重点政策に引き続き、手厚い配分といったほか、少子化対策も拡充された内容となっております。

本町といたしましては、本年度のテーマとして子育て支援施策の充実と定住交流人口の増加を掲げ事業執行しておりますが、やはり人口減社会への対応が緊急の課題であり、少子化と人口流出に歯止めをかける対策と、地域資源を活用した地方創生を推進することが重要であると思っております。

昨年度から観光元年と銘打ち、観光による賑わいの町づくりを積極的に取り組んでまいりました。町を訪れる観光客も含め、町内での創業や新規開店も増加傾向にあり、今後、土産物コーナーやレストランを併設している観光施設“あかつきの蔵”や市街地に道の駅が整備されることでさらなる観光客の増加が見込まれることから、いっそうの町の活性化及び産業振興に取り組んでまいりたいと思います。

また、少子高齢化、人口減少社会のなか、本町でもこれまで人口増対策や移住定住促進に向けてさまざまな支援を行ってまいりました。本年度は18歳までの医療費の無料化、幼稚園の無料化、また、お試し住宅の整備、UIJターン、定住促進奨励金など町独自の支援策も行い、少しずつではありますが成果も出てきております。更に、まち・ひと・しごと創生戦略を進めるなか、町内でもカモイ加工紙、そして富士ペークライトの工場増設、ディスカウントドラッグコスモスの新規出店、大黒天物産の最新型乳牛舎の開業、横谷地区の老健施設の開設などで雇用が創出され、新たに“美川テラス”や、“はなし桃源郷”など、住民主体の地方創生が始まっております。

そして、教育振興につきましては、就学前からの英語教育の強化、特別支援教育支援員の配置、月曜日学習会や小学校交流学习の拡充などによる教育環境の向上、保健福祉面においては健康寿命延長への施策、インフルエンザやおたふくかぜ等の予防接種の補助も実施しております。

こうしたなかで、引き続き来年度予算についても、観光を含めた産業振興、地方創生を活用した人口減少に対する人口増対策、そして教育の振興、健康、福祉、介護対策及び安全安心のまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

第6次振興計画に基づく、そして人口増につながる施策にまちづくりを推進し、引き続き“やさしさにあふれ かにてきて げんきなまち”の実現に向け努力してまいりますので、なにとぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会で御審議をお願いいたします案件は、人事案件1件、条例の制定及び一部改正が5件、過疎計画の変更について1件、道路の路線廃止・認定について2件、平成28年度各会計補正予算が7件、平成29年度各会計予算が12件の計28議案でございます。どうか適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本定例会では一般質問をお受けすることにしておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。5件でございますが、まず報告第1号、矢掛病院の常勤医師の異動について御報告申し上げます。

このたび、岡山大学第2外科の医局人事によります常勤医師の異動があり、沖田充司医師が転勤のため3月末で退職され、新たに4月1日から鈴木宏光医師をお迎えすることとなりましたので御報告申し上げます。沖田充司医師におかれましては、平成25年4月から矢掛病院に赴任され、4年間の勤務で矢掛町の医療に御尽力いただきましたこと、心から感謝申し上げますとともに今後の御活躍をお祈りいたします。

また、新たにお迎えする鈴木宏光医師は、現在、岡山市民病院で外科医師として勤務されている優秀な外科医でございます。議員の皆様におかれましては引き続き格段の御支援を賜りますようお願いをいたします。

報告第2号、東三成工場用地の企業誘致について御報告申し上げます。本町では積極的に企業誘致に取り組んでおります状況のなかで、このたび矢掛町土地開発公社所有の東三成工場用地に企業の誘致が決定いたしましたので御報告申し上げます。

誘致企業は千葉県柏市に本社を置く三共フロンティア株式会社と言われるユニットハウスのレンタル販売で全国トップクラスの会社でございます。また、平成7年の阪神淡路大震災の復興支援に仮設住宅を供給しており、平成23年の東日本大震災の復興支援に応急仮設住宅2,028戸を岩手県、宮城県、福島県、千葉県で建設されていると伺っております。このたび、展示場、トランクルームの増加に伴う岡山・四国地方のエリアの販売網の拠点として配送センターを整備し、夏頃の創業を目指しておられます。本町にいたしましても、今後とも町の活性化に不可欠な企業誘致、産業振興につきまして積極的に取り組んでいく所存でございますので、引き続き御協力のほどをよろしくお願いいたします。

報告第3号、指定ごみ袋制に係るガイドブックの活用について御報告申し上げます。お手許にお配りさせていただいております“ごみの正しい分け方・出し方ガイドブック”を御覧いただきたいと存じます。

本年4月から指定ごみ袋制が始まりますが、この制度は矢掛町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化と資源化を推進する目的で新たに始まる制度でございます。制度開始にあたりまして、このガイドブックを作成し、先月各家庭に配付させていただいております。町民の皆様には、このガイドブックを活用していただき、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいただければと存じております。

議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場でごみの減量化や資源化に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

報告第4号、春の交通安全県民運動の実施について御報告申し上げます。お手許の行事一覧表を御覧いただきたいと存じますが、毎年行われております春の交通安全県民運動が4月6日木曜日から15日土曜日までの10日間“交通ルール 守るあなたに ありがとう”をスローガンに、子供と高齢者の交通事故防止を最重点目標として県下一斉に行われます。岡山県の重点目標として、スピードダウンの励行、横断歩行者の保護となっています。期間中は交通事故防止に向けて関係機関と協力して啓発活動や街頭指導など積極的に行ってまいります。なお、運動期間初日の4月6日木曜日午前10時から矢掛町環境改善センターホールにおいて交通安全推進大会を開催いたします。

どうか議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で交通安全にお取り組みいただきますようお願いいたします。

願いを申し上げます。

報告第5号、平成29年度NHK全国放送公開収録の開催について御報告申し上げます。来る5月13日の土曜日、文化センターホールにおきまして、NHK全国放送の公開収録が決定いたしましたので御報告申し上げます。今回は“民謡をたずねて”と題しまして開催いたしますが、詳細につきましては現在NHKと協議中であり、決まりしだいできるだけ早くお知らせしたいと考えておりますので、当日も大勢の方においでいただきますようお願いを申し上げます。

以上5件、報告でございます。

**○議長（江尻健二君）** 町長からの報告が終わりました。

続いて、議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表のとおりであります。

また、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

次に、郵送による陳情文書の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおりその写しをお手許に配付しておりますので、御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（江尻健二君） 日程第4、議案第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） 議案第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の多賀長三氏の任期が本年6月30日をもって満了となることに伴い、法務省より候補者の推薦依頼がありました。つきましては、矢掛町浅海1401番地、末永康子氏を委員候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の御意見を賜りたくこの議会に提出させていただくものであります。

就任後任期は、本年7月1日から3年でございます。経歴につきましては、お手許に資料を配付しております資料番号1を御覧いただきたいと思います存じますが、簡単に説明させていただきますと、平成15年3月に芳井町を退職後、中川公民館主事補、民生委員児童委員、介護保険運営協議会委員として御活躍いただいております、豊富な経験を生かしていただきたく、推薦させていただくものであります。

なお、現在本町の人権擁護委員につきましては、池田ひろみ氏、檜崎裕志氏、末永美和子氏、藤原立志氏、伊達佳枝氏と今回お願いしております末永康子氏の計6名でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ただいまより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。本案件は原案に同意することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第2号 旅費条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第4号 矢掛町男女共同参画推進条例制定について

議案第5号 矢掛町こどもみらい基金条例制定について

議案第6号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例制定について

議案第7号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

議案第8号 町道の路線廃止について

議案第9号 町道の路線認定について

議案第10号 平成28年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

議案第11号 平成28年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 平成28年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 平成28年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第15号 平成28年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第16号 平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（江尻健二君） 日程第5、議案第2号から議案第16号までの条例制定案件5件、過疎地域自立促進市町村計画案件1件、町道路線廃止・認定案件各1件、補正予算案件7件の計15件を一括議題といたします。町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） それでは、議案第2号から議案第16号までの15議案について、提案理由を御説明申し上げます。

始めに、議案第2号から議案第6号までにつきましては、条例制定及び条例の一部改正に関するものでございますが、いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきましてこの議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第2号、旅費条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。このたびの改正につきましては、条例のなかで引用している県条例の改正に伴いまして規定の整備をさせていただきます。詳細な内容につきましては、総務企画課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に議案第3号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は地方税法の改正に伴うもので、大きく分けますと4点ございます。1点目として軽自動車税の環境性能割

の導入、２点目として法人町民税の制限税率の引き下げに伴う規定の整備、３点目として医療費控除の特例に関することについて、最後に４点目として住宅ローン控除制度の適用期限の延長について、に伴う規定の整備を行うものでございます。詳細な内容につきましては、町民課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に議案第４号、矢掛町男女共同参画推進条例制定についてでございますが、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現するため、条例を制定するものでございます。詳細な内容につきましては、総務企画課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第５号、矢掛町こどもみらい基金条例制定についてでございますが、未来を担うこどもたち及びその親世代のこども支援をなお一層に推進し、更に若者世代の出会いの機会を創出することにより、次世代につながる活力のあるまちづくりをすることを目的に基金条例を制定するものでございます。詳細な内容につきましては、総務企画課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第６号、矢掛町空き家等の適切な管理に関する条例制定についてでございますが、空き家等の適切な管理に関し、所有者等及び町の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態にある空き家等に対する措置を定めるものでございます。詳細な内容につきましては、建設課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして議案第７号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由を申し上げます。これは過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項の規定により準用される同条第１項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものであります。御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業については、その財源として後年度に借入額の７割が交付税措置される過疎対策事業債を発行することができるのですが、このたび新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要性が生じたため、この議会に提出させていただくものであります。詳細な内容につきましては、総務企画課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして議案第８号、町道の路線廃止について、提案理由を申し上げます。これは町道の廃止にあたり道路法第１０条第３項の規定に基づきましてこの議会に提出し、議決を求めるものでございます。詳細につきましては、建設課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして議案第９号、町道の路線認定について、提案理由を御説明申し上げます。これは町道の認定にあたり道路法第８条第２項の規定に基づきましてこの議会に提出し、議決を求めるものでございます。詳細につきましては、建設課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第１０号から議案第１６号までの各会計補正予算につきまして提案理由を申し上げます。なお、議案第１０号から１２号並びに１６号の一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第２１８条第１項の規定、議案第１３号から議案第１５号の矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計及び矢掛町水道事業会計の補正予算につきましては地方公営企業法第２４条第２項の規定に基づきまして提出させていただくものでございます。

まず、議案第１０号、平成２８年度矢掛町一般会計補正予算についてでございますが、今回の補正予算につきまして、歳入面では歳入見込みを精査するなかで国の地方創生拠点整備事業を活用した施設整備などを計上いたしており、歳出面では補助事業など各事業の確定に伴います事業費の精算などを計上いたしております。主な内容といたしまして、お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただ



きたいと思います。今回の補正は4億8,600万円で、補正後の予算総額は96億4,800万円となっております。主な点といたしまして、まずは先ほど説明いたしました矢掛町こども未来基金条例の制定に関連し、同基金の積立に係る予算を計上いたしております。歳入ではその原資として財政調整基金からの繰り入れを併せて計上いたしております。また地方創生拠点整備事業を活用した水車の里フルーツトピアの大規模改修事業、三谷公民館グラウンド整備及び定住施策として効果を上げている住宅リフォーム補助につきまして年度末までの不足見込み分を計上いたしております。

なお、昨年12月に“たかくさわこ”氏から御寄附いただきました寄付につきまして、わことふるさと応援基金への積立を行う計算も計上いたしております。詳細な内容につきましては、総務企画課長・主幹が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第11号、平成28年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,800万円を減額し、補正後の歳入歳出総額を21億3,600万円とするものでございます。内容といたしましては、本年度の決算見込みによる保険給付費等の調整でございます。詳細な内容につきましては、町民課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第12号、平成28年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は保険事業勘定につきましては歳入歳出それぞれ2,300万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を19億300万円とするものでございます。内容といたしましては当初見込と比較しての実績による保険給付費の減額でございます。

次にサービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1,290万円とするものでございます。内容といたしましては、サービス事業費の調整でございます。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第13号、平成28年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、内容といたしましては、収益的収支につきましては収益及び費用の実績見込みを精査するなかで、補正後予算額、収益は16億5,700万円、費用は16億4,700万円で、差引き1,000万円の黒字予算を調整させていただいております。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第14号、平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は収益的収入及び支出について、収入を400万円の減額、総額を2億8,900万円で支出を500万円減額し、総額2億8,800万円で調整し、差引き100万円の黒字予算で調整させていただいております。

また、資本的収入及び支出につきましては、支出を800万円減額し、総額を4,255万円で調整させていただいております。詳細な内容につきましては、たかつま荘事務長が説明致しますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第15号、平成28年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は収益的収入におきまして、特別利益を670万円増額させていただくものでございます。主な内容につきましては、退職給付引当金戻入益の計上に伴うものでございます。

次に資本的収入は企業債を7,400万円減額し、支出につきましては建設改良費を6,070万円減額させていただくものであります。詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますのでよろしくお願い

をいたします。

次に議案第16号、平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1,900万円の減額で、補正後の予算総額は11億8,900万円となります。主な内容といたしましては、施設整備費のうち工事請負費の減額によるものでございます。詳細につきましては、上下水道課長が説明致しますのでよろしくお願いをいたします。

以上が議案第10号から16号まで、各会計における補正予算7議案につきまして提案理由を説明させていただきました。よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第2号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（小川公一君） 〔議案第3号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第4号、議案第5号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 建設課長。

○建設課長（津島昭二君） 〔議案第6号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第7号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 建設課長。

○建設課長（津島昭二君） 〔議案第8号、議案第9号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第10号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（三宅伸幸君） 〔議案第10号、事項別明細について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。ここで15分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（江尻健二君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。町民課長。

○町民課長（小川公一君） 〔議案第11号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君） 〔議案第12号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 病院局長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第13号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第14号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡邊孝一君） 〔議案第15号，議案第16号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） それぞれ説明が終わりました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議を明日3日の午前9時30分から再開いたしたいと思ひます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よつて，本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議を明日3日の午前9時30分から再開することに決しました。それでは，本日はこれにて延会といたします。皆さん御苦勞様でございました。

午前11時15分 延会

平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 平成29年3月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（延会） 午前11時42分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町 長       | 山 野 通 彦 | 副 町 長       | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長     | 嶋 山 英 二 | 矢掛病院管理者     | 名 部 誠   |
| 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 | 町 民 課 長     | 小 川 公 一 |
| 保健福祉課長    | 松 嶋 良 治 | 産 業 観 光 課 長 | 奥 野 隆 俊 |
| 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 | 上 下 水 道 課 長 | 渡 邊 孝 一 |
| 教 育 課 長   | 田 中 立 志 | 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 | 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 |
| 総務企画課主幹   | 三 宅 伸 幸 | 総務企画課主幹     | 片 岡 崇   |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行    淳

6. 議事日程

日程第1 議案第17号 平成29年度矢掛町一般会計予算について  
 議案第18号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
 議案第19号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
 議案第20号 平成29年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
 議案第21号 平成29年度矢掛町病院事業会計予算について

- 議案第 22 号 平成 29 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第 23 号 平成 29 年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第 24 号 平成 29 年度矢掛町農業集落排水事業特別会計予算について  
議案第 25 号 平成 29 年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算について  
議案第 26 号 平成 29 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
議案第 27 号 平成 29 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
議案第 28 号 平成 29 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第17号 平成29年度矢掛町一般会計予算について

議案第18号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第19号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第20号 平成29年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第21号 平成29年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第22号 平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第23号 平成29年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第24号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第25号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算について

議案第26号 平成29年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第27号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第28号 平成29年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第17号から議案第28号までの平成29年度各会計当初予算案件12件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） それでは、議案第17号から議案第28号の平成29年度各会計の予算、12議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。なお、各議案につきまして一般会計予算と各特別会計予算につきましては地方自治法第211条第1項の規定、また、病院、介護老人保健施設、水道の各企業会計予算につきましては地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして提出させていただくものでございます。

始めに、議案第17号、平成29年度矢掛町一般会計予算についてでございますが、平成29年度の予算編成にあたりまして、内容に入ります前に、国において地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込みをたてるものとして毎年度作成される地方財政計画に関しまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。

計画の規模といたしましては約86兆6,100億円で、前年度比1パーセントの増となっており、歳入面では地方税を0.9パーセントの増、逆に地方交付税は2.2パーセントの減としている一方、後年度の交付税措置が保障されている臨時財政対策債を6.8パーセントの増とすることで地方の財政運営にかかる必要財源を確保したものとしております。このような状況のなかで、本町の予算編成にあたりましては一貫して取り組むべき課題である人口増に向けた取り組み、それを実現するための子育て支援の充実、賑わいのまちづくりを重点テーマとして日々の生活や地域の活動のなかで頑張っている町民を応援していきたいという思いで調整を行ったところでございます。

以下、主な施策につきましては一般会計当初予算概要を御覧いただきたいと思います。予算総額は 72 億 7,000 万円で、対前年度比 2 パーセント、金額にして 1 億 4,000 万円の増となっております。まず人口増を目指した子育て支援のさらなる充実として、出産時の誕生祝金につきまして 28 年度予算でも倍増したところでありますが、本年度は更に第 2 子を 10 万円から 20 万円、第 3 子以降を 20 万円から 30 万円に今後 3 年間の措置として増額させております。また新規の制度といたしまして、妊産婦を対象とした医療費の助成制度及び他市町との連携による保育施設、病児保育施設の広域的な相互利用を可能とする制度を実施いたします。そして保育園の保育料の第 3 子以降無料化、幼稚園保育料の全員無料化、小児医療費の原則 18 歳まで無料化など、昨年度からの支援制度につきましても引き続き行ってまいります。

また、定住人口増加への新たな取り組みとして、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、住居費用などを助成する制度を行うほか、これまでの定住促進助成金制度やリフォーム制度、U I J ターン定住促進奨励金などにも継続して取り組んでまいります。

更に、賑わいのまちづくりを進める諸施策のなかで、これは説明も不十分だったと思いますが、皆さん、予算書の 139 ページを見ていただきたいと思います。道路新設改良費の中で委託料を見ていただきますと、2,000 万円の建設設計業務委託料という項目があると思います。これについてちょっと説明いたしますと、これは道の駅の事業でございます。皆さん方議員に今まで説明してまいりましたのは、この案件については県事業で実施して応分の負担をするという説明をしてまいりましたが、交渉するなかで、どうせやるなら矢掛町が主体で予算化したのがいいんじゃないかという私の発想と、事業をやることによって県が発注するより町で発注した方が地元の事業で実施できるのではないかという発想で交渉した結果、町の方で予算をしてくださいというなかで、財源負担は前と同じでございまして、予算化をしたのが町のほうへ変更しているということを御理解いただければというふうに思います。

そのなかで、28 年度である事業をやっている県のなかで水戸岡先生にお願いして道の駅の構想図を作られております。町としても、ぜひそれを継続したなかでこの道の駅の設計業務が執行できればというふうに思っておりまして、ぜひ先生にチャレンジしてお願いをしたいというふうな意味も込めて町の方で予算化しておりますので、御理解いただきたいと思います。

そしてまた、それ以外のハード事業ということでございますと、地方版として羽無地区の辺地事業として、交流人口の増加を目指した新たな休憩施設の“桃源郷はなしの里”の建設、また上高末地区の古民家を活用した農産物加工施設の整備を行ってまいります。

ソフト事業といたしましては、これは説明したと思いますが、135 ページを見ていただきたいと思います。これは、商工費の観光費の覧でございまして、そこへ嵐山公園の景観整備構想の策定、委託料 600 万円がのっております。これは夢と希望をもたらす事業というふうに思って計上させていただいていますが、今、2 年続けるなかで観光客、住民の方からも嵐山を利用したまちづくり、小田川を利用したまちづくり、そして以前あった橋の復活ができないかとか、いろいろ希望があります。実現するかどうかは分かりませんが、一度、水戸岡先生にそういう角度から集計、景観構想を作っていただいて、今後についてはできるだけ実現が可能かどうか検討してまいる 1 つとして予算計上しております。

そして外国人の観光客誘致を進めるためのインバウンドモニター事業等も取り組むことにしております。

また、住民生活に密着したところでの道路改良、これは大型事業を次々やってまいりましたが、今、

28年度で青木小迫線, 予算上繰越明許になっておりますけれども, 28年度で完了予定でございます。そしてもうひとつ東川面本堀線, これを一応29年度完了ということで大型事業が町道としては完了するという予定であります。それから, 橋梁改良事業などのハード事業ということでございますが, 橋梁でいえば今, 辺地事業で長年懸案でした原ヶ市橋がもう1年, 30年度ぐらいまでかかるかもわかりませんが, そういう事業の予算を組んでおります。

そして, それ以外には計画的に橋の方は実施していくということにしております。

それ以外継続的に実施しております各種福祉, 健康づくり, 介護予防施策などにおきましても, 所要の経費を計上いたしておるところでございます。

以上が私なりの項目ごとでなしに主要ということで説明をさせていただきました。これがおおまかな特色というところを申し上げておりますので, 小さいことについてはまた担当の方から説明すると思います。

この詳細な内容につきましては, 総務企画課長・主幹が説明致しますのでよろしくお願いをいたします。

次に, 議案第18号, 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが, 予算総額は歳入歳出それぞれ21億2,000万円を計上しており, 前年度当初に比べまして1,500万円の減額となっております。主な内容といたしましては, 医療費の適正化を図るため, 後発医薬品の利用差額通知を実施するなど, 引き続き保険事業を充実させながら, 保険給付費では28年度の決算見込みをふまえて13億7,553万8千円を計上いたしております。また, この特別会計の財源といたしましては, 国民健康保険関係法令の規定によります保険税, 国及び県の負担金, 社会保険診療報酬支払基金の交付金, 繰入金等を計上いたしております。詳細につきましては, 町民課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に, 議案第19号, 平成29年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが, 事業勘定が2つございまして, まず保険事業勘定につきましては予算総額を18億7,700万円とするもので, 前年度に比べまして1,600万円の減額となっております。予算の9割以上を占める保険給付費につきましては, 28年度実績見込みと制度改正により29年度から地域支援事業に一部移行することなどから, 予算額での対前年度比では5,200万円の減額計上となっております。

一方, 地域支援事業費につきましては保険給付費からの移行などで対前年度比では約3,000万円の伸びを見込んだ予算としております。また, サービス事業勘定につきましては, 前年度と同額の予算総額1,400万円で予防プラン作成に要する費用と人権費などを計上いたしております。またこの特別会計全体の財源といたしましては, 介護保険法の規定によりまして保険料及び国・県・町のそれぞれ定められた負担率で計上いたしております。詳細につきましては, 保健福祉課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第20号, 平成29年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが, 予算総額は歳入歳出それぞれ2億2,100万円で前年度比1,300万円の減額で予算計上いたしております。主な内容につきましては歳出では医療給付を行うための後期高齢者医療広域連合への納付金について前年度比で1,294万9,000円の減額とし, 歳入の後期高齢者医療保険料についても前年度比960万円の減額といたしております。詳細につきましては, 町民課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第21号、平成29年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、平成29年度の収益的収入の総額を16億4,600万円、支出の総額も16億1,900万円計上しており、収支差引2,700万円の黒字予算で調整をいたしております。資本的収入及び支出につきましては、収入は企業債、補助金など1億1,870万円、支出は起債償還、医療機器の購入経費などを計上しており、1億6,270万円で調整をいたしております。詳細な内容につきましては、病院事務長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第22号、平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、平成29年度予算につきましては、収益的収入及び支出では収益的収入2億8,400万円、収益的支出を2億8,300万円計上しており、100万円の純利益を計上する予算で調整させていただいております。

また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を2,781万5,000円、資本的支出を4,398万円で調整をさせていただいております。詳細につきましては、たかつま荘事務長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第23号、平成29年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、平成29年度予算につきましては、前年度の決算見込、経営状況、29年度事業計画及び他の事業の関連など、総合的に検討して予算編成をいたしております。収益的収支では、収入3億2,480万円で主なものといたしましては水道料金、受取利息及び長期前受金戻入でございます。支出につきましては、3億2,150万円で施設の維持管理費、排水管等の修繕費及び減価償却費等でございます。

次に資本的収支では、収入は1億6,760万円で主なものといたしましては下水道等の工事負担金、企業債借入金でございます。支出につきましては2億8,180万円で公共下水道関連の排水管移設工事、老朽石綿管更新工事、東川面浄水場更新に係る事業変更認可策定でございます。収支差引不足額1億1,420万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補てんするものでございます。詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第24号、平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、平成29年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億4,000万円で前年度に比べて300万円の増額となっております。歳入面の主なものといたしましては、使用料が4,640万円、町債は1,760万円を見込んでおります。歳出面のうち主なものといたしましては、施設管理費を5,231万円、工事請負費として1,680万円計上いたしております。詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第25号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、平成29年度の予算の総額は歳入歳出それぞれ7億5,200万円で、前年度と比べまして4億5,100万円の減額となっております。歳入面の主なものといたしましては、負担金が3,689万円、使用料が1億2,520万円、補助金が6,850万円を見込んでおります。歳出面のうち主なものといたしましては、公営企業会計移行業務委託料として1,205万円、管路整備が最終年度となり工事請負費として1億5,530万円を計上いたしております。詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

次に議案第26号、平成29年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございますが、平成29年度の予算総額は350万円で、前年度に比べまして一般会計の繰出金が無くなったことなどから600万円の減額予算となっております。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので

でよろしく願いをいたします。

次に議案第27号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は310万円で事務的経費を計上いたしております。詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますのでよろしく願いいたします。

次に議案第28号、平成29年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区予算の提出につきましてはそれぞれ財産区管理会におきまして同意をいただいたものを提出しております。詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますのでよろしく願いをいたします。

以上が議案第17号から議案第28号までの提案理由でございます。よろしく願いいたします。

○議長（江尻健二君） 次に議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第17号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（三宅伸幸君） 〔議案第17号、事項別明細について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（小川公一君） 〔議案第18号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君） 〔議案第19号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。ここで15分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（小川公一君） 〔議案第20号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 病院管理者。

○矢掛病院管理者（名部 誠君） それでは、平成29年度の病院予算説明の前に少し時間をいただきまして病院の運営方針について述べさせていただきたいと思っております。

矢掛病院は、地域住民の方にとって身近な公立病院として、地域の中核病院として、また町内唯一の救急病院として非常に大きな役割があります。住民の方が安心して暮らせる地域を維持するためにも24時間対応可能な医療サービスが提供できる体制を今後も維持していく所存です。そのためには、医師、医療スタッフ確保は大きな課題です。現在、研修医や医学部の学生の研修を積極的に受け入れております。こうした取組を通じて引き続き将来の医師の確保につなげ、質の高い医療の提供に努力する所存でございます。

昨日、町長から報告がありましたように、この4月から新任の若い外科医師が赴任することとなりました。医師の確保、とりわけ外科医の確保というのは非常に厳しい現状があります。そのなかで、このような新任の外科医を迎えることができるということは、非常に喜ばしいことと思っております。

また一方、町民の高齢化とともに患者様の高齢化も進んでいます。自然と慢性疾患で多くの病気を抱えている方の治療が主体となっている現状があります。治す医療から社会で支える医療が求められるよ

うになっています。住民の方が住み慣れた町で生涯を幸せに送るためには、医療・介護・行政の連携による地域包括ケアシステムの構築が急務になっています。矢掛病院は矢掛町の地域包括ケアシステムのかなめになることが重要な使命と考えています。そのために、継続して矢掛町医療介護連携フォーラムや矢掛地区医療介護連携懇話会を開催し、地域包括ケアシステムのかなめとして重要な役割を果たして、医療の立場から安全安心のまちづくりに寄与する所存でございます。今後とも病院の運営には御理解と御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、予算の内容につきましては、事務長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第21号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第22号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡邊孝一君） 〔議案第23号、議案第24号、議案第25号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君） 〔議案第26号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第27号、議案第28号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） それぞれ説明が終わりました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の会議を6日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の会議を6日の午前9時30分から再開することに決しました。それでは本日はこれにて延会といたします。皆さん御苦勞様でございました。

午前11時42分 延会

平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 平成29年3月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前9時30分  
（議事） 午前9時30分  
（散会） 午後1時51分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 花 川 大 志 | 出          | 2        | 川 上 淳 司 | 出          |
| 3        | 土 田 正 雄 | 出          | 4        | 浅 野 毅   | 出          |
| 5        | 山 野 豊 久 | 出          | 6        | 高 岡 一 万 | 出          |
| 7        | 笹 井 愛 子 | 出          | 8        | 萩 野 清 治 | 出          |
| 9        | 植 田 修 弘 | 出          | 10       | 江 尻 健 二 | 出          |
| 11       | 青 江 茂   | 出          | 12       | 守 屋 正 晴 | 出          |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 町 長 山 野 通 彦         | 副 町 長 武 井 道 忠     |
| 教 育 長 嶋 山 英 二       | 総務企画課長 山 縣 幸 洋    |
| 町 民 課 長 小 川 公 一     | 保健福祉課長 松 嶋 良 治    |
| 産業観光課長 奥 野 隆 俊      | 建 設 課 長 津 島 昭 二   |
| 上下水道課長 渡 邊 孝 一      | 教 育 課 長 田 中 立 志   |
| 矢掛病院事務長 稲 田 欽 也     | 会 計 管 理 者 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之 | 総務企画課主幹 三 宅 伸 幸   |
| 総務企画課主幹 片 岡 崇       |                   |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 一般質問 1番, 7番, 9番, 3番, 8番, 2番, 4番

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

**○議長（江尻健二君）** 皆さん、おはようございます。

3日の会議に引き続き、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日から22日までの本会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

日程第1 一般質問 1番、7番、9番、3番、8番、2番、4番

○議長（江尻健二君） 日程第1、一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は7名の方々であります。質問の順序は、通告順といたします。

では、まず1番、花川大志君をお願いします。1番、花川君。

○1番（花川大志君） 議席1番、花川でございます。

通告事項、地域商業振興への対策について、矢掛町地域おこし協力隊との関連をもとに質問・提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

平成29年1月24日から2月10日までの次年度地域おこし協力隊員の募集期間を終え、改めてこの事業そのものに理解を深めたいので、まず、応募総数・男女別・年齢範囲・審査状況など、差し障りのない範囲で教えていただきたいと思います。次に、募集に際して町は明確な業務及び雇用形態を示されておりますが、担当課としてはどういう観点で採用決定を行うのか、そして、採用した隊員に対して所定の任用期間を経た後にどういう結果を求め、各隊員が取り組まれた地域おこしについて、今後の矢掛町へどういった反映の在り方を期待するのか、これをお聞かせください。

ひとつの反映の在り方として、取り組みの継続・発展を期した町内における隊員の起業、この場合の起業は、商売を始めるという意味の起業でございます。この起業についての御見解も含め、担当課長さんに御答弁を求めます。

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） それでは、1番花川議員さんの御質問、地域おこし協力隊についてですが、お答えをさせていただきます。

現在、矢掛町では地域おこし協力隊として昨年度から2名採用いたしております。今年度、隊長として更に1名採用いたしまして、現在3名が活動いたしております。

ここでちょっと、地域おこし協力隊の制度について簡単に御説明させていただければと思いますが、この地域おこし協力隊の制度、これは都会から地方に移住していただきまして、町が地域おこし協力隊員として任命をします。任命をされた隊員は一定期間矢掛町に住んでいただき、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRと地域おこしの支援とか農林水産業に従事、住民の生活支援、要は地域協力活動、こういったものを行いながらその地域へ定住・定着を図る取り組みというものでございます。

任命期間というのは1年ごとで、最長3年間は報酬とか活動経費が特別交付税の対象になるという財源が付いているものです。全国では、昨年度集計ですが約2,600名、岡山県でも120名程度隊員が任命

されて活動されていらっしゃる。矢掛町では3名ということですが、県下でもう120名いらっしゃるということです。

そこで御質問、このたび確かに地域おこし協力隊員の募集をいたしております、その状況なんですけれど、まだ選考前ですのではっきりとした数字は申し上げられないんですが、募集期間の間に数名応募がございました。全員が県外在住で、全員20代の若者です。男女比では女性の方が多いという比率なんですけれど、そういった状況で、審査につきましては現在書類審査が終わりまして、明日7日から町長はじめ3役の面接試験というのを予定いたしております。

今回の募集では、おっしゃったように農業振興と観光振興、これに活動を絞って募集をいたしております。具体的には、町が指定管理委託をいたしております水車の里フルーツトピア、それから町家交流館、ここでの活動を中心にそれぞれの分野で活性化を図るということで更に地域振興を期待をいたしておるものでございます。

また、この地域おこし協力隊というのは町外から転入してきますので、たちまち人口増という、そういった貢献にもなりますが、これも国が行った結果なんです、昨年度国が任期終了後の隊員をもとにアンケート調査を行いまして、それによりますと約5割の隊員が任期終了後も引き続き同一市町村に定住しているという結果がでございます。任期中だけではなくて、任期終了後も定住活動を矢掛町としても期待をいたしておるところでございます。

議員さんがおっしゃられました起業についてですが、同じく国の調査によりますと、定住した者の約2割が起業しているというふうに数字が出ております。ただ、残り8割と多いのは就業・就農で定住、2割が起業というデータが出ております。

もちろん起業というのは新たな産業の創出ということで非常にベストなことではあるんですけど、任用期間というのは限られた期間でございますので、例えばまちづくり会社であります株式会社矢掛宿、そこに就業しながら新たな事業展開に取り組んでいただくというのも想定できるかなと思っております。

たしかに、以前は移住というのは中高年を中心としたセカンドライフというイメージが強かったんですけど、最近では地方での起業を目指す移住というのが増加傾向であるというふうに言われております。そうしたなかでは、地域おこし協力隊として活動しながら将来キャリアを積んでいただいて起業していただく。そういった方が出てくるというのも町としては求めていることですし、期待しているところでございます。いずれにしても、今回数名応募されておりますが、地域おこし協力隊隊員においては、地域と一緒にやって地域を元気に、地域の活性化、がんばる矢掛町、こういったものに、まちづくりに取り組んでいただけるよう期待をいたしておるところです。以上でございます。

○議長（江尻健二君） 花川君。

○1番（花川大志君） 御答弁ありがとうございました。

応募された方はいずれも20代とのこと、採用に至れば、まちおこし、賑わい創出にいかんなく力を発揮していただければと思います。

現在町が推進する賑わい創出、それを実現する強力なエンジンとも言えるあらゆる観光振興施策は、一定の成果をあげており、町に活気を生んでいます。この継続には、常に新しい環境整備や取り組みの醸成が望まれます。つまり、賑わいや観光に準じた商業振興でございます。第6次矢掛町振興計画では、観光の中心である本陣・脇本陣を有する商店街の再生、活性化がうたわれております。矢掛を訪れてくださった方々に対する魅力あるまちづくりの実現のためにも、賑わいや観光に準じた商業振興、特に着

地・体験型の商品開発やそれを実施する店舗運営などは重要なポイントであると感じます。飲食・物産販売、農産物・6次産業加工品などの販売窓口の開設は、言うに及ばずでございます。観光元年宣言から2年を経た今、町内外の個人・法人による店舗開設、資本投下による起業は、一定のものがあるものの、まだまだこれからの感がございます。出店・資本投下・商売への不安がブレーキとなっているとしたら、観光振興の観点からは対処が必要であろうと考えます。観光地として思うに任せない来客数値が資本投下を鈍らせ、受け入れ態勢が整わないから来客数が伸びないといった悪循環は避けねばなりません。

そこで、前段お伺いした地域おこし協力隊の方々の件でございます。総務企画課長さんも御答弁のなかで御説明くださいましたとおり、地方自治体から委嘱された隊員は都市部から住民票を移し、地域に密着し、さまざまな賑わいづくりに携わってくださっております。この志高い地域おこし協力隊のみなさんは、任期最終年次を経て任地で起業される方もあり、地域活性化の新たな担い手として頑張っておられるとお聞きしております。矢掛町しごと・ひと・まち創生総合戦略においても、地域活性化に貢献する人材の育成を図り、今後の方向性として起業準備・実践的なビジネスプランの作成など、地域ニーズに対応した人材育成事業に取り組むとあり、それはまさに、この地域おこし協力隊事業を含んでいるものと私は思っております。

最長でも3年間という時間の区切りがあるなかで、専門分野の知識をもって実地で取り組む“まちおこし”に一生懸命取り組んでおられる隊員の方々の起業が商業振興の起爆剤となり、一般の方々の出店を勇気づけ促進されれば、地方創生の実現につながるのではないのでしょうか。担当課の御見解の一端を伺いたいと思いますので、再質問として御答弁を求めます。

○議長（江尻健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君） 花川議員さんの再質問、地域おこし協力隊の起業ということにつきまして、産業観光課のほうからお答えをさせていただきます。

議員さん御提案の地域おこし協力隊による起業、これが起爆剤となって町民等の起業への意欲増進につながるのではないかとということでございます。地域おこし協力隊の目的は、総務企画課長が申し上げたとおりで、現在、町内の自然的な資源、歴史的・文化的資源に着目しまして、地域おこしの支援活動を行いながら、これをどのように自ら事業に移せるのか、そして定住し、さらには起業へ結びつけられるのかという点を模索しているところではないかというふうに思います。

矢掛町では、賑わいのまちづくりを推進しております。これは、賑わい創出を通じまして地域の活性化、観光商工業、農業などの産業振興等による地域の活性化を進めるもので、地域の稼ぐ力をいかに作っていくかということになります。そのための基盤づくりを現在進めているというところでございます。例を挙げてみますと、“ふるさと名物応援宣言”によります新たな事業の展開への支援や、新たな特産品開発を支援する“やかげ逸品発掘創造事業”，町民の皆さんが行う観光まちづくりに関わる取り組みを支援する“観光まちづくり推進支援事業”，事業者の新たな取り組みに対する相談事業として、商工会と協力して“よろず支援拠点出張相談所”の開催など、事業者支援の対策を進めております。昨年制定しました“矢掛町空家活用新規創業支援事業補助金制度”により、現在まで7店舗が開店をいたしております。カフェ、小売り、鍼灸業、美容業等の業者が町内で開店して、町の賑わいの創出の一端につながっているのではないかとこのように思います。こうした事業も今後、更に充実してまいりたいと考えておりますし、地域おこし協力隊についても矢掛に定住していただき、地域づくり活動を担っていただくよ

う、さらには起業へ意欲喚起を促すように、国、県、町などの補助制度の情報提供をしながら、地域おこし協力隊の創業・起業の実現に結びつけられるように、関係機関とも連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 花川君。

○1番（花川大志君） 担当課のお立場から御見解・御回答をいただき感謝いたします。産業観光課長さんからは、さまざまな起業支援、補助制度も御紹介いただきながら、町内への出店状況の詳細もお話しいただき、現状を理解できました。

そのなかで、よろず支援拠点出張相談所のお話がありました。これは、岡山県産業振興財団さんが開設するもので、岡山県産業振興財団とは皆さん御存じのとおり、中小企業の経営基盤強化、また経営資源の充実を図り、もって産業振興を図る公益財団法人でございます。よろず支援拠点は、起業にあたり会社設立の手続、資金繰り、営業、商品開発、広報戦略、財務分析から海外販路開拓まで、ワンストップで相談に乗ってくださる窓口でございます。こういった組織が我が町の起業に関わってくださることは、安心と信頼が担保されます。ゆえに、大変評価されるべき施策と私は思います。

私も相談内容の問合せに地元商工会さんへお伺いいたしました。商工会の担当の方のお話を聞くに及び、地域おこし協力隊員を含めた我々町民が、さまざまな目的で矢掛を訪れる人を対象とした店舗展開を行うとすれば、これを後押ししてくださるありがたい取り組みになると理解できました。

4月には道の駅に関連し、先んじて新しい物販施設もオープンいたします。更に加速をするために、このような窓口は恒常的に今後の矢掛町に必要と考えます。そのうえでお願いすることは、協力隊員皆さん方の職業選択の自由を決して狭めることなく、しかし、町としてはある程度の募集・採用時のコンセプトとして、地元での起業という項目をより一層明確にさせていただくことで、実現性の高い矢掛町商業振興の新たな担い手の育成をお願いしたいと考えます。お願いのみでなく、私自身もできるサポートは一町民としてしっかり関わっていくことを申し上げ、全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（江尻健二君） 次に7番、笹井愛子さんお願いします。笹井さん。

○7番（笹井愛子君） 議席7番、笹井でございます。今日は、災害に備えてのまちづくりについて質問させていただきます。

地球上に人類が誕生して聖書では700万年とも、また学説では138万年とも言われています。この間、人類は自然災害に悩まされ、特に地震は神の仕業と恐れられてきました。今日質問させていただく課題は、特に南海トラフ地震などの対応についてでございますが、その前に、この数年間に起きた矢掛商店街の家屋火災について指摘させていただきます。

この3軒起きた火災は、いずれも尊い命が失われ、歴史的貴重な家屋が全焼した悲惨な出来事でありました。火災は初期消火が大切とされています。消防車が来る間に隣近所で消火活動することは、被害を最小限に防ぐ手段と言われています。しかし、1件の火災ではホース破損のために放水ができない状態だったとの苦情を聞いています。もう1件では、ホース格納箱の移動により設置場所がわからなかったと言われてしています。

本来は自治会・町内会・消防団分団で管理することになっているのですが、初期消火率の向上のため、町内会のレベルで消火活動ができる自主防災組織の充実と消防設備、消火水利の確保など、徹底した行政指導が必要ではないでしょうか。

かつて火災に対して行政が指導した一例があります。それは、各戸の入り口にある門札と同じように、その家にある井戸の場所を示した絵図を入りに貼って水源の場所がすぐわかるようにしたことで、いち早く消火活動ができるというものです。半世紀以上経った今でも、この井戸の絵札が玄関の門札と並んで残されています。このことは、当時の行政の火災に対するきめ細やかな対応が見て取れます。

国の重要文化財になっている本陣・脇本陣の消火設備と古民家再生で多額の投資をしている交流館旧谷山邸、矢掛屋旧竹内・赤澤・守屋邸の消火栓設備はもちろん万全を期しておられると思いますが、点検や消火訓練がされているのか、念のためお尋ねします。

歴史的家屋が密集している小田の間宿堀越、そして矢掛商店街の火災に対応する姿勢について、武井副町長の御意見をお聞かせください。

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 2番、笹井議員さんの御質問でございますが、副町長にという御要望ですが、私の方から先に現況、状況のほうを説明させていただければと思います。

まず、火災です。今回、火災で特に初期消火についての御質問でございます。火災というのは、当然起こさないこと、火災予防が一番大切なんです、起きた場合には初期消火が一番大切で、それから通報、避難ということになろうかと思います。特に初期消火では、まず御家庭にあります消火器が一番ですが、その次が今回出ております消火栓になります。

井戸や川とかいう自然水利というのは、消防車が到着して消防士とか消防団員、これはポンプを操作しないと放水できません。しかし、消火栓というのは心得のある方なら誰でも操作できますし、最低2名いれば放水できるという初期消火の一番の有効な手段だと思います。消火栓による初期消火、これは、言うなれば地域の共助による作業でございます。そのために、自主防災組織の結成、それから町内会での消防団との連携による消火訓練、日頃から共助、意識付け、地域コミュニティの形成に努めていただければと思っております。

ただ、御質問にありましたように、消火栓はあってもホースがない、ホースの収納ボックスがない、なければ結局消防車が来るまで放水することができません。この消火栓ボックス等はそれぞれ各自治会、町内会で整備をいただいておりますが、やはり町内全ての消火栓にボックスが設置されているわけではありません。消防団の各分団、各部が把握している数字なんです、全町では約70パーセント強の消火栓ごとに設置がされていると分団の方が把握をいたしております。

ただ、やはり地域差がありまして、各地区、各分団ごとに集計をいたしまして、地区の名前は控えさせていただきますが、高いところでは約90パーセント整備ができていると、低い地域では60パーセント未満という温度差があるんですが、そういった状況で結果的には平均70パーセント強と言う状況です。

また市街地というのは、周辺と違いまして消火栓の配置が密、消火栓と消火栓の距離が近いというのがありまして、特に矢掛市街地では2か所で1つのボックスというふうに兼用しているところもあるというふうに聞いております。

この格納箱等についてですが、今、70パーセント強という数字ですが、町の施策として自主防災組織活動支援事業補助という制度がございます。自主防災組織の活動に対する補助なんですけれど、これらのホース等の購入に対する補助も該当いたしております。総務企画課に御相談いただければ、まず自主防災組織の結成、それから積極的なこういった補助金の活用というものをさせていただいて、消火栓の

ボックス等の整備等も進めていただければと思っております。

なお、御質問にありました本陣・脇本陣、町家交流館、矢掛屋、こういった消防設備ですが、やはり法に規定がありまして、消防法に基づきまして消火設備等、消防設備の設置をいたしております。また、設置してある消防設備につきましては、これも法律に定めがありまして、機器点検が6か月ごと、総合点検は毎年1回というふうに決められておりまして、実際に実施されているというものです。

矢掛屋におきましては、昨年4月に消防署と消防団の矢掛分団、合同で防火訓練をいたしております。特に矢掛屋は火災に対して万全を期しているという状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（江尻健二君） 副町長。

○副町長（武井道忠君） それでは、先ほど総務企画課長から答弁をさせていただきましたが、総体的なことにつきまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

議員お話しのとおり、古来より地震をはじめといたしまして、人類は災害に対しましていつの時代も隣り合わせという状況でありますことは事実であります。昔から、恐ろしい言葉のなかに“地震・雷・火事・親父”という言葉がございますが、これは現代の科学が進歩いたしました社会においてもほぼ変わらないかなと。ただ1点、親父としての権威はなかなかちょっと低下傾向かなという感じもいたしておりますが、本当に災害というものはいつどうなるかということは、わからない状況でございます。

そこで災害につきましては、その事例につきまして、あえていちいちそれを取り上げるつもりはございませんが、ただ、議員さんも十分御承知だろうと思いますが、火災につきまして矢掛町では、大火災というのが発生いたしております。

それは、昭和2年という古い時代ではございますが、金谷地区におきまして昭和2年5月21日午前10時50分頃という報道でございますが、その日はたいへん強風がございまして、実際火事のまわりが非常に早うございまして、周辺の笠岡市、真備町、あるいはいろんなところから大勢の消防団員さんが駆けつけていただきまして、消火にあたったという状況であります。その状況のなかではございますが、実際に被災されました戸数は77戸、そして115棟、面積にいたしますと幅が100メートル、奥行きが400メートルというような甚大な被害が発生いたしているということが1点、矢掛町としても記憶にとどめなければならない大火災かなというふうに感じておるところでございます。

そこで、防火対策でございますが、町全体を考えてみましても、行政の単独での施策ということは本当にもう限界がございます。火を出さないことへの啓発活動をこれからも進めていくことは当然でございますし、消防団との連携を密にいたしましての行動も必要であるというふうに考えております。

また、御質問にありました自主防災組織の充実も喫緊の課題であると認識はいたしております。これぞまさしく協働のまちづくりの最たるものというふうに私どもも認識をいたしているところでございますが、町民の皆さんの共助の精神を発揮していただく最大の組織とも言えますが、実態を申し上げますと、矢掛町全体では、やはり4割程度という組織率でございます。まだまだ浸透いたしておりませんのが現実の実態でございます。

昨日も消防団では、早朝から非常呼集、そしてその後は操法訓練大会等も実施していただいておりますが、消防団のみなさんとも協議をさせていただきながら、粘り強く組織化に取り組んでいただきますようお願いするとともに、住民の皆さんの積極的な自主防災組織の組織作りに参加していただきたいというふうに思っているところでございます。

そして、小田の堀越地域あるいは矢掛の商店街、ここに対します火災に対する行政の姿勢につきましてではありますが、家屋の密集した地域におきましては、昨年のことではございますが、糸魚川での大火災という大惨事がございましたが、これも記憶に新しいところでございますが、矢掛町におきましても消防団の皆さんが今年の消防の初出式のときにも話されておりましたが、「日本一の消防団を目指すんだ。」というふうなことのなかで、日々予防消防の巡回・整備・警備そして消防ポンプの定期点検など、それぞれ機動力のある対応をしていただいているところでございます。しかしながら、いったん火災が発生いたしますと、特に市街地においては取り返しのつかない事態になることは否定できません。

そこで、それぞれの家庭において、もう数年になりますますが、町消防団と一体となりまして火災報知機の設置を呼び掛けております。そして、消火器の設置をしていただくことをこれもおすすめいたしているところでありますが、自助、自分の力での自己防衛、これをしていただくことが特に有効な方法ということになるかなというふうに思っております。

そこで、本当に行政といたしましては、住民の皆さんには火災を起こさない、そして万が一出火することがあれば自力での消火器の活用、そして早めに隣近所の皆さん方への通報をお願いして協力を仰ぐ、更に消防署への通報をお願いしたいと。早期発見・早期連絡・通報ということになると思います。そのあたりを徹底して広報していかなければならないかなというふうに思っております。

これからも火の用心の徹底した啓発活動に努めてまいりたいと思っておりますが、住民の皆さんにも十分に気を付けていただければというふうに思っております。そして、議員さんに質問いただきましたこの防災火災に対する対応、そして私が答弁させていただきましたことにつきまして、住民の皆さんにも改めて火事の恐ろしさを認識していただければ幸いかなというふうに思っております、決定的な行政の責任分野というよりは、みんなで防火、要するに災害を起こさないように努めていこうということをお願いしまして、答弁にかえさせていただきますと思います。

今後ともよろしく願いいたします。

○議長（江尻健二君） 笹井さん。

○7番（笹井愛子君） 総務企画課長そして武井副町長、御意見をお聞かせいただきありがとうございました。

昭和2年といいますと、まだ私が生まれていないころの大きな火災のお話をお聞かせいただきまして、本当に恐ろしく思います。火災の対応を完璧にすることは困難ですが、家屋密集地における火災に関しましては、常識範囲のことを最小限しておかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、南海トラフ大震災について触れさせていただきます。

南海トラフ地震は日本列島の宿命ともいえる巨大地震で、その規模はマグニチュード8～9クラスと言われています。このことは、地震予知の第一人者で名古屋大学院環境学研究科 山岡耕春教授が予知しておられます。断層のプレートが沈み込むことで起きる地震は、記憶に新しい阪神淡路大震災、東日本大震災、鳥取地震、熊本地震がありますが、南海トラフ地震は東日本大震災以上のものと推定されています。災害は思わぬ時にやってくるという格言がありますが、近い将来必ず起きると断言されている南海トラフ地震に私たちはどのように対応すべきか、考えておかなければなりません。かく申す私ももし自分の家が火事になったら、また南海トラフが来たら、ただただおろおろするばかりで何にもできないのではないかと考えています。

内閣府が地震・防火対策の推進に関する特別措置法を制定していますが、詳細に理解することはなかなか難しいので、常識範囲で質問いたします。南海トラフ地震に対する避難訓練はどここの市町村でも行っているところですよ。言い古された言葉ですが、防災対策は自助・共助・公助と言われるように、この言葉の順番が重要となっています。自助は、自分でできることは自分で、例えば家の耐震化、家具・本棚の固定、消火器の備えなどです。自分でできないことは地域です。1人暮らしの高齢者の安全確認などは、共助です。自分や地域の力でも及ばないことは自治体に頼ることを公助と言われていています。公助のやるべきことは、まず子供や高齢者、いわゆる弱者の誘導班などの災害策を基準とした役割分担の組織づくりだと思います。そして、避難場所、避難通路の確保、飲料水・食糧の備蓄、病院・役場・各避難所の太陽光などを活用した停電対策が公助と言われていています。南海トラフ地震対策費として、行政はどこまで考えておられるのかお尋ねいたします。

また、商業高校跡地を使用していただいているバート未来防災研究所に対し、災害時に期待していることは何かお聞かせください。

総務企画課長にお尋ねいたします。

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） それでは、笹井議員さんの次の御質問が、地震がテーマの御質問でございます。

議員さんの御質問のなかでおっしゃられました、まず自助・共助・公助、これは防災とか福祉の世界で使われた言葉ですが、決して使い古された言葉ではなしに、生きている言葉だと思います。

最近では、それに近くに助けると書いて近助という言葉が加わっておりまして、自助・近助・共助・公助とも言われております。それぞれに役割があるわけですが、防災活動、また実際に災害が起きた時、特に地域のコミュニティによる近助・共助機能が一番重要と言われております。実際、以前災害現場でこの近助・共助の力で災害が最小限に抑えられたという事例もございました。

確かに、まずは自助なんですけれど、その次にあるのが向こう三軒両隣・防災隣組・安否確認チームという近助になろうかと思えます。そして、近助の次が町内会・自治会・自主防災組織、共助に発展していきます。それを公助が補い、つないでいくというのが構図になろうかと思えます。そういった意味では、近助というのは防災とか減災組織の原点で、これが集まっていう中核であろうかと思っております。

子供やお年寄りの避難につきましても、この近助、それからその次の民生委員・自主防災組織・消防団・自治会・町内会、これで共助、この機能を最大限発揮していただかなければならない。避難というのはそういうものだと思っております。

なお、お年寄りの避難というので、せっかくなのでこの機会に御紹介させていただきますが、避難情報というのがこの1月から呼び名が変わりまして、避難情報は今まで避難準備情報、避難勧告、避難指示、この3つがあったわけですが、この最初の避難準備情報というのは意味としてはこれまでも避難の準備を始めるとともに、高齢者等要配慮者については避難行動を始めてくださいというものでした。ただ、避難準備情報という言葉だけですのでその意味が分かりにくいということがありまして、名称の方が避難準備情報というのが避難準備高齢者等避難開始という名称に改められ、今後発表されるときは、長いんですがこういった発表がされると思います。

それから、今までの避難勧告で最後に避難指示、これも緊急性という意味で避難指示緊急という言葉

に改められたというところでございます。

そこで、こうした避難等なのですが、避難の災害時の役割分担の組織作りでございますが、町という組織でみますと、災害が起きそうな時や実際に起きた時、役割分担というのは町の防災計画に載っておりまして、町の組織内の各課・各係、それぞれに所掌事務を設けております。また、町内団体や事業所、それからそういった方々の応援を含めた役割なども一応載せております。

併せて、先ほど申し上げましたが、地域コミュニティの組織である自治会・町内会、これを核としていただいた自主防災組織の結成、これの推進を行っているところで、まだまだ推進できていないんですが、結成に向けて推進を行っているところでございます。

それから、御質問のなかでの食糧・飲料水の備蓄、停電対策等でございますが、食糧の備蓄が現在、町内で約 2,000 食備蓄をいたしております。これは直接の備蓄なんですけど、この直接備蓄のほかに事業者、流通備蓄としてAコープ、マツサカ、マルナカ、それからコープ岡山、こういった民間事業所と協定を結んでおりまして、流通備蓄として非常時の食糧等の確保を行っておるところでございます。

また、太陽光ですが、太陽光を活用した停電対策は、なかなか太陽光の能力的に厳しいところもあるんですけど、役場には太陽光がございます。それから病院にも今、太陽光を作っておりますが、実際太陽光だけでは賄いきれない。夜間というのもありますので、文化センターもあるんですけど、役場と病院は非常用電源を設けております。それから病院は更に、手術室等は蓄電池も備えております。そういったかたちで、役場・病院は対応いたしておるところです。

そのほかにも、避難所に指定してあります各公民館は小型発電機を備えております。それから小学校などの大規模な避難所開設に際しましては、建設業協会から大型発電機等提供いただくような協定を結んでおります。そういったかたちで対策をしておるところでございます。

最後に、バート未来防災研究所でございますが、昨年は熊本地震で現地AMD A（アムダ）と連携をして活動をされております。町の防災訓練にも、オートバイを利用して参加をいただいております。現在特に協定等結んではおりませんが、防災に関する活動、また、もし災害等発生した場合、町内各団体・事業所と同様に御協力いただけるものと思っております。

以上でございます。

○議長（江尻健二君） 笹井さん。

○7番（笹井愛子君） 行政の立場で御答弁をいただき、ありがとうございました。

今後、一層充実した対応をしていただけると期待しています。先ほど武井副町長のお言葉にありましたとおり、昔から“地震・雷・火事・親父”と言われ、地震が一番恐ろしいとされています。将来、親父の力と知恵で地震を退治できる時代が来れば嬉しいことです。

次に、災害と景観のための無電柱化について質問させていただきます。

長年の懸案事項となっている無電柱化は、南海トラフ地震を前提に早期に実現していただきたいと思っています。かつて、住民団体から無電柱化の要望があって20年以上の年月が経っていると聞いています。無電柱化は、まちの景観を良好にするだけでなく、震災防止策として必要とされています。750メートルの矢掛本通りには55本の電柱があり、そのうち300キログラム以上ある重いトランスが2個乗っている電柱が22本あります。マグニチュード8クラスの地震が発生すれば、倒壊する恐れがあります。阪神淡路大震災のとき、阪神高速道路の倒壊、長田区の電柱倒壊による大火災は記憶のあるところでは。

矢掛町は国の重要文化財、本陣・脇本陣があり、歴史的貴重な街並みが存在しています。神戸の長田区に起きたと同様の地震による火災が発生したら、矢掛町の誇りとしている全てを失うことになり、賑わいのまちづくり構想も一瞬にして夢のまた夢となります。

数年前、広島の国土交通省地方整備局から矢掛町にわざわざ無電柱化についてお話に来られたそうですが、町としてはその気がない印象だったと聞いています。民間から要望書が出たにも関わらず、なぜ関心がなかったのでしょうか。工事費の問題だったのか、あるいは電柱は歴史を物語るもので取らなくてもよいなどとナンセンスな発言をされる方もおられますが、同じ考えなのでしょうか。費用につきましては電線の共同溝地中化にすれば、御存じのように1キロメートル約5億円かかります。さまざまな条件もあることと思いますが、矢掛商店街は750メートルありますので費用としては古民家再生で費やした約半額の費用がかかる計算になります。

平成27年6月に広島で国土交通省の岡本計画課長にお会いしたとき、無電柱化に国も大型予算を検討しており、地中化工法については安く短期にできる方法を考えていると言っておられました。

また、平成27年に無電柱化を推進する市町村長の会が発足し、小池東京都知事も役員になっておられます。

矢掛町も無電柱化の流れに乗り遅れないよう頑張っていただきたいと思います。全国から注視されている矢掛町が無電柱化、重伝建群に取り組む報道が新聞紙上でありましたが、進め方がはかどっていないような感じがいたします。現在どこまで進めておられるのか、また無電柱化に対する行政のお考えを建設課長お聞かせください。

○議長（江尻健二君） 建設課長。

○建設課長（津島昭二君） それでは、笹井議員さんの御質問にお答えいたします。

議員さんが申されたとおり、国土交通省では無電柱化の目的というものは防災、景観・観光、その他安全・快適の3つの観点から推進をしております。防災とは、大型災害が起きた際に電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止する。景観・観光とは、景観の阻害になる電柱・電線をなくすことで良好な景観を形成する。そして安全・快適とは、無電柱化によって歩道の有効幅員を広げることで通行空間の安全性であるとか、快適性を確保するというところでございます。

日本におきます無電柱化というのは、昭和の61年から始まりまして6期にわたる地中化計画に基づいて行われてきたんですが、平成27年度末で、全国で約9,500キロメートルで、全体の無電柱化率は約1パーセントというふうに欧米諸国に比べまして非常に進んでいない状況になります。欧米諸国に比べて進んでいないことは、予算の面だけではなく手法によって地方公共団体の費用負担の割合が決まっているとかそのあたりと、地中化のデメリットというものが、進捗率が低い要因かなと思います。

このデメリットについて御説明させていただけたらと思うんですが、議員さん先ほども言われましたが、まず1点目は、コストの問題があるということでございます。電線を地上に配線することに比べまして、地下に入れるということになりますとその費用が20倍もの費用にかさむと、それに併せまして工事の期間でありますとかそういうものが大変だと。それと、既に埋設しております水道管でありますとか下水道管にも影響がありまして、路面も掘削し後々路面も復旧することで工事費等にも費用がかなりかかると。

あと2点目については、メンテナンスの問題がございます。不測の事態が起きた場合、地中に埋設された電線でございますので、それを補修するにはやはり狭い場所でございますので手間もかかります。

あと、地中に埋設した電線は永久的なものでなくて老朽・劣化していくと、あとまた新しくしなくてはならないと、そのようなことがございます。

また、地域住民の理解性というのが問題になろうかと思います。電柱のある空間というのが生活の場でございますので、長期間工事で各家庭のライフラインを家の前で触るわけですから、当然住民の方にはかなりの御理解をいただかないとできないということでございます。また、最近では防犯上の問題などのために、以前では問題なかったんですが、最近では監視カメラ等も設置するために柱を付けなければならないというようなことも出てきております。

無電柱化が進んでないことで、昨年12月に無電柱化の推進に関する法律が施行されました。これは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて地中化を推進するという目的で法が整備されたと聞いております。法では、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務が示されております。

現段階での無電柱化については、法律は施行されましたが内容は茫然と書かれているようなものでございまして、地方公共団体の負担割合等については今後、これからの状況が改善されるのではないかと思われますが、今どうなのかちょっとわからないところでございます。

議員さんが先ほど申されました、住民団体から無電柱化の要望が20年ほど前に出されたとありましたが、この要望を受けてかどうか定かではございませんが、ちょうどそのころ“暮らしの道づくり事業”という事業を町で実施中でありました。市街地中央線の景観整備を行うなかで、地中化についても委員会のなかで審議した経緯がございます。市街地では浸水被害の恐れがあるということで、時期尚早ということで道整備に併せては行わないという取りまとめになっているようでございます。

その当時から既に20年が経過したということで、技術の改新等がなされたのではというなかで、地方創生事業で、100パーセント交付金事業で無電柱化の構想についての提案事業が今回認められたということで、本年度委託業務としてその構想を検討しているところでございます。この事業については、無電柱化が可能かどうか、そして可能であるのであればどのような手法になるか、あと事業費はどれほどかかるかの調査でございます。

議員さんが申されました国土交通省の方から聞かれた低コストの手法ということがありましたが、今だにまだ国土交通省では確立されていないということでございます。それで今回、国土交通省の職員等の関係者を交えてこの構想のなかでも言及しているところでございます。

議員さん御承知のことと思いますが、無電柱化は道路に歩道があることが大前提でございます。市街地、地方線のような歩道のない路線で国土交通省の他、岡山県でありますとか、電線管理者等が無電柱化についてのワーキンググループで協議していることがございまして、他の自治体に比べれば私は進んでいるのではないかと判断をいたしております。

担当課としましては、無電柱化の推進をする法律も施行されましたが、今後の流れを見据えながらまだまだ研究調査する段階ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 笹井さん。

○7番（笹井愛子君） 御報告をありがとうございました。

地域住民の生命、財産を守り、歴史的景観を取り戻し、観光活性化、賑わいのまちづくりのため、無電柱化は重要だと思いますので、また次の議会で今一度予算明細、結果報告、完成時期など具体的にお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わりに、町長にお尋ねいたします。備えあれば憂いなし。安心安全のまちづくりについて、山野町

長の抱負をお聞かせください。

○議長（江尻健二君） 町長。

○町長（山野通彦君） 災害の安心安全ということで、南海トラフをとらえた御質問だったというふうに思います。

議員さんも非常に職員はきめ細かく今までの実績、考え方をお話ししたと思いますけれど、あれを聞かれて議員さんはどう思われたでしょうか。私は逆に質問したいという感じがいたします。

と言いますのも、ずっと町長就任以来、町民にもいろいろな訴えをしてきております。この安心安全とは何なのか。一番わかりやすいことは、先ほど言いました自助・共助・公助の間に近助が入ったというふうに思いますが、これの態勢が万全だろうというふうに思います。それを思えば、やはりそれぞれの役割、自分の自助というところから、近助の役割、そして自治会等の役割、そして行政の役割とその組織自体が役割をきっちりとやるのがこの安心安全のまちづくりだろうというふうに思っております。私はこの10年間そういうことを言い続けておりますし、町の方の対応についてもやっていかなければならないというふうに思います。

まだまだ矢掛町は、こういう面ではよその自治体の災害実績等々から見ればまだ不十分ではないかなというふうに思っています。今の趣旨に沿ったなかでそれぞれ回答もしましたが、それぞれの役割を果たしていくなかでそれぞれ対応していかなければならないかなというふうに思っております。

それから、今の無電柱化の話がありましたが、多少言葉のなかにいろいろ問題もあるんですけども、ひとつの私の立場から言いますと、今、議員が言われる20年前の年月というのは区切りをつけていただきたい。これは、その当時一生懸命町といたしましても重伝建、無電柱化を研究をされました。研究し抜いた後に、その当時は断念をして今の町ができておるところであります。

私はそこを受けてのスタートということでございますので、今言われるような時の住民の20年という次元とは違うので、今の時点で私が10年の間に町政懇とか住民の方から受けたことはありませんで、一部の活動団体の人が積極的に取り組んでおられるということには敬意を表すとともに、またこの議員さん方、この前東京に行かれてですね、勉強されたということに関しては敬意を表したいというふうに思います。これについては、今、課長が詳しく言いましたように、結局、東日本大震災そして今、東京オリンピック、ここから一気に動き出したのかなというふうに思っています。

以前の20年前は、やはり今の重伝建と地中化とセットのような話の時代でありました。そこを乗り越えて今は防災というところへ出てきたことによって、国が動き出したという背景でございます。今、課長が言いますように、ちょっと議員とのずれがありますけれども、遅いとか何とかいう言葉を使われますが、全くそういうことはございません。

時を経て、まだまだ行政はいろいろなことをやらなければなりません。福祉もあり、教育もあり、いろいろある。何をやっていつどれをやるかということが非常に行政は大事でありまして、そういう面はタイミングを見ながらやっていく。この件についても、重要なのはやっぱり関係者、言葉が住民という言葉がひとつはありますけれども、もう1つは直接関係者の方ができないとそう簡単にできるものではありません。あの市街地をいろうということはどうなのか、議員さん方もしっかりと研究いただいてですね、それぞれまだ研究する事例かなというふうに思っています。

国もオリンピックと災害を出してきたので、かなり研究なりしてくると思いますが、今、予算総額も1パーセントという状況でありますので、まだまだこれに取り組むのは困難な、私も今の補助率は2分

の1ということで、これでは難しいだろうと。今、全国山振の副会長という地位を活かして山振のなかで過疎計画のなかに、過疎債に対応してもらえないかということをお願いして、ようやく山振会議では承認いただきましたが、過疎計画の会議ではまだ承認されていません。

この前、国会議員の方にお話ししたら、「町長、これだけ金がかかるのを、無電柱化をやるんですか。」とびっくりされました。そういう次元の事業でございます。そういうことも含めて今、課長のほうから3つの事案を申しましたが、大事なのはやはり町民の方、直接関係者の方、これが非常に重要でありまして、総論ではだめであります。各論がみられないと難しいということは充分認識いただいでですね、また活動のなかでその辺も十分情報収集をしていただければというふうに思います。

なにはともあれ、非常に大事な質問であったというふうに思います。まず町民と共にですね、安心・安全・安定のまちが私の特徴でありますので、それに向かって全力で頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 笹井さん。

○7番（笹井愛子君） まちづくりについて意義のある抱負をお聞かせいただき、ありがとうございますしました。

町長とそれに関わる職員の皆様方へ送る応援歌があります。“幸せは歩いてこない、だから歩いて行くんだね。1日1歩、3日で3歩、3歩歩いて2歩下がる。あなたのつけた足跡にや、きれいな花が咲くでしょう。”町民の幸せのため、1歩1歩着実に進めていただき、そのつけた足跡にきれいな花が咲き、矢掛町に住んで幸せと思っていただけるまちづくりになることを願い、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。

ここで15分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（江尻健二君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、植田修弘君お願いします。9番、植田君。

○9番（植田修弘君） 議席9番の植田でございます。通告に従い、小規模校少人数学級の課題について質問をいたします。

現在、矢掛町には7小学校1中学校がありますが、少子化により全ての学校において小規模化がかなり進んでおり、真剣かつ早急に学校の適正規模について考える時期にあると思っております。ただ、中学校については笠岡市との関わりのある小北中学校との関係もございますので、このたびは小学校のみについて伺いいたします。

さて、これまでの経緯についてですが、平成20年2月に矢掛町教育総合審議会において小学校を1校または2校に統廃合の答申が出され、平成21年3月に矢掛町小中学校適正規模等研究委員会が発足し、さまざまな検討がなされました。そして平成26年2月に統廃合について、全体としては1学年1学級を維持している学校が多く、小学校1校または2校に統廃合とするような具体的なことを進めることは現時点では時期尚早。実施すべき状況下であれば、教育委員会としてあらかじめ一定の基準を設け

ておき、実施すべき状況になった時点で地域に対して情報提供を行ったうえで推進することが望まれる。

このように答申が出されたなかで、平成27年6月に矢掛町小規模校活性化等検討委員会が発足し、現在に至っております。

小規模であることのメリットは、目が届きやすく、きめ細かな指導ができるということですが、その一方で学校は、学力向上は当然のことながら社会性を育てる場所でもあり、このような統廃合のなかで今後の矢掛町の教育のなかにおいてどのように向けていくのか、また矢掛町は、子育て支援等においては県下でもトップクラスであり、平成28年度の出生数は前年度に比べて増えるという、まことに喜ばしい結果が出ておりますが、しかしながら、小規模校小人数学級の課題解決には時間が足りません。また、統廃合となると財政的な問題だけでなく、保護者の方のなかでも意見が分かれます。難しい問題だけに矢掛町全体で考えなければならず、今日明日にできるものではありません。

将来のあるべき姿を考え、目の前の備えを怠らず、また目の前にある課題を解決するには、現在行われている合同授業をいかに充実させるかにかかっていると私自身は思っております。

そこで、教育行政におけるこれらの課題の解決及び将来像について、嶋山教育長に答弁を願います。

○議長（江尻健二君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） 9番、植田議員さんの小規模校小人数学級の課題についての御質問にお答えをさせていただきます。

現在、矢掛町の学校教育を取り巻く重要な課題の1つが、議員さんから御指摘の小規模校小人数学級の件であろうと認識しております。町民の皆様にも町教育委員会の考え方、方針を知っていただく上で、時機を得たありがたい御質問でございます。

平成20年2月に矢掛町教育総合審議会の答申が提出されました以降の動きにつきましては、ただ今議員さんよりお話があったとおりでございます。ここでは、平成27年度、28年度の2年間にわたり検討してまいりました矢掛町小規模校活性化等検討委員会で御協議いただきました事柄につきまして、お話させていただきます。

本検討委員会では、次の点につきまして御検討をいただいております。1つは小規模校の利点を生かした取り組みについて、2つ目は小田小学校児童の進学先について、3点目は統廃合の基準について、4点目はその他事項でございます。

委員会の構成メンバーは、教育委員、小中学校の校長、保護者代表、小田地区住民代表の19名で構成しております。

ここでは小規模校の利点を生かした取り組み、すなわち現在矢掛町が進めております“合同授業”につきまして、その概要についてお話をさせていただきます。

本年度、小学校4年生の9月、3日間の合同授業、すなわち、体育、音楽、英語、国語など多人数の方がより成果が得られやすい教科等を、更に、今年度より井原消防署の見学も合同で行っております。5年生では、渋川での“海の学習”を7校合同で、また三菱自動車水島製作所見学を行っており、6年生では7校全員で修学旅行を実施しております。また、10月・2月には矢掛中学校において中学校体験授業を小田小学校以外の6校全員で行っております。更に、本年度より初めて小学校3年生で2月にスポーツ交流授業を実施いたしました。

参加した児童全員がこの合同授業を肯定的にとらえておりました。また、小規模校ゆえのコミュニケーション力に課題があると感じつつも、何とか自分から他校の児童に関わろうとした児童の姿がみられ

たとの参加教員の感想もありました。

合同授業は平成22年度から始めておりますが、町内7小学校のほとんどが各学年1クラスの小規模校であるため、他校の児童との交流を通してコミュニケーション能力を育むことなどを目的に実施しております。

そして、本年度からは美川小学校の3・4年生で複式による授業が、更に来年度には5・6年生でも複式となります。平成30年度からは、中川小学校でも複式学級が出現する見込みとなっております。他の5校では、現状に近い児童数での推移が見込まれております。

あくまでも予定ではございますけれども、平成30年度を目途に町内小学校の統廃合も見据えた検討委員会を立ち上げ、具体的な統廃合について検討していかなければならないと考えております。

1つは合同授業の一層の拡充、もう1つは平成20年度に出されました教育総合審議会答申の“町内7小学校を1校または2校に統合する方向で関係者が協議することを要望する。”を受けましての検討並びに統廃合をする場合の基準の策定。この2点を同時並行しながら検討していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君） 植田君。

○9番（植田修弘君） 再質問をさせていただきます。

教育長より答弁をいただきましたが、その内容について3点お聞きいたします。

まず1点目として、あくまでも予定ですが、平成30年度を目途に町内小学校の統廃合を見据えた検討委員会を立ち上げるということでしたが、先ほどの答弁にありましたように、既に美川小学校では本年度より複式学級が発生しており、平成33年度には全学年複式学級が発生する見込みであり、また、中川小学校では平成30年度より3・4年生から複式学級が発生する見込みとなっております。

今後、複式学級が増える予想があるなかで、平成30年度に検討委員会を立ち上げ、そして検討期間を考えた場合、積極的・戦略的な対応ができていないのではないかと思われそうですが、この点についてどう思われるか。

また2点目として、今後早急に検討すべき課題として合同授業の一層の拡充では具体的なことがなく、これでは保護者の方の心配や不安を解消できないのではないかと思います。現在の合同授業は主に音楽、体育、修学旅行、工場見学等であり、また、年間の回数も少なく、これで本当に学力の維持、コミュニケーション能力を高めることができるのかどうか、疑問を感じております。拡充するのであれば、従来より実施していることに加え、主要科目である算数、国語においては最低でも月2回程度、また学年の対象を広げることも必要であると思っております。まずは、全学年でなく学年単位もしくは少人数学級間で近くの2校で合同授業を始めれば、移動時間の短縮・交通手段も町所有のマイクロバスで十分であり、また往復の移動時間により授業時間のマイナス分は矢掛町の場合、カリキュラム、教育課程は比較的時間を多くとっているので十分可能ではないかと思っております。このことについてどう思われるか。

そして3点目として、統廃合の検討並びに基準の策定についてですが、小規模であることのメリットは確かにありますが、小規模にも程度があります。平成30年度以降に検討委員会を立ち上げていたのでは、間に合わないのではないのでしょうか。やはり、基準は早期に決めるべきであり、またその根拠を示す必要もあります。そうでなければ説得力がありません。そして、新たな検討委員会を立ち上げる場合、影響の大きい問題だけに行政主導とすることも1つの考え方ではないかと思っております。

以上3点について、再度教育長に答弁を求めます。

○議長（江尻健二君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、平成30年度を目途に今後の矢掛町内7小学校の統廃合につきまして検討委員会を立ち上げて検討するというのでは、積極的・戦略的な対応ができていないのではないかとということでございますが、これはあくまでも予定でございますが、来年度早々にも教育委員会で協議をし、具体的な方針をまとめ、保護者、地域の代表を含めた方々で構成する検討委員会を立ち上げて参りたいと考えておるところでございます。

議員さんの御指摘は当然のことであり、地域の方々、特に子どもをもたれている保護者の方にとりましては、喫緊のことであると認識しております。なお、私どもが把握しております今後の児童数の推移でございますが、複式学級が出現するのは当分の間、美川小学校と中川小学校だけとなっております。

2点目の合同授業の拡充についてではございますが、先ほども申し上げましたが、本年度3年生においても、7校合同授業をB&G海洋センターにおいて初めて実施いたしました。これで、小学校3年生から6年生まで合同授業を実施することとなりましたが、授業というよりは行事的な意味合いの強いものも多くなっております。これはこれで、子どもたちにとりまして大きな意義ある活動ではございますが、小規模校の多い矢掛町の学校を存続させるためには、国語、体育、音楽、英語等の教科の授業を今後定期的に合同で行うことを考えていかなければならないと思っておるところでございます。算数科につきましては、教育関係者からも、少人数の方がより成果が上がりやすいとの指摘もありまして、合同授業の対象教科とは現在のところは考えておりません。

とにかく、合同授業の在り方等につきましては、教育委員会が方針を立て、しっかりリードしていかなければならないと考えます。その実施方法につきましては、7校全校もしくは4年生のように2グループという方法だけではなく、近隣の学校同士で実施したり、一日合同で取り組んだり、積極的かつ継続的に展開できる方法を考えなければないと思っております。この点につきましては、先ほど議員さんからも御指摘・御意見をいただいたところでございます。

例えば、実施可能な月に何回実施するかなどにつきましては、校長先生だけではなく教務担当の先生にも集まっていたいて検討したいというふうに考えております。

なお、この件につきましては先日の校長会等においても私の方から提案をさせていただいております。

更に、そのための移動手段としての町バスの利用や借り上げバスの手配などにつきましても、担当課とも協議したり予算措置をお願いしたりなどしていかなければないと考えております。

3点目につきましては先ほども申し上げましたが、平成30年度検討というのはあくまでも予定でありまして、統廃合の基準など具体的な事柄につきましてはできるだけ早い時点とと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以前にも申し上げたかもしれませんが、美川地区の町政懇談会で、ある出席者の方が「教育長、絶対に小学校をなくさんでくれよ。」という言葉が言われましたが、その言葉を私は忘れることができません。

また、先日2月末に本年度3回目の小規模校活性化等検討委員会を開催いたしました。御出席の全校長先生、保護者代表、教育委員さん、皆さんが可能な限り7小学校は存続させていきたいとの御意見をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、7小学校を存続させるための合同授業を一層拡充させることを検討す

る一方で、統廃合に向けた備えもしなければならぬと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（江尻健二君） 植田君。

○9番（植田修弘君） 教育長より再度答弁をいただきましたが、まず1点目の平成30年度を目途に町内小学校の統廃合も見据えた検討委員会を立ち上げる件については、答弁にありましたように平成29年度早々にも立ち上げるということでありましたので、一定の評価はいたしますが、ただ、協議検討期間を慎重に行うことは重要なことでありますが、長ければよいというものではありません。やはり積極的・戦略的かつ効率的な対応をされることを求めています。

また、答弁のなかにもありました、今後複式学級が出現するのは当分の間2校だけということでしたが、現在生徒数が100人を超えるのは矢掛小学校のみであります。例えばですが、1学校90人の生徒数があっても、平均すれば1学年15人程度になります。このような数字は将来においても決して正常な数字であるとは思っておりません。

次に、2点目の合同授業の拡充については、小規模校、少人数学級の課題においては、やり方によってはもっとも有効な手段になると私自身は思っております。学力の維持、コミュニケーション能力を高め、そして社会性を育てるためにも先ほど私が申し上げたように内容の充実した、しかもいかに回数を増やせるかにかかっていると思います。ぜひ積極的かつ大胆な発想で検討されることを願っております。

そして3点目の統廃合の基準の策定については、これも答弁にありましたようにぜひ早期に決めるべきであり、またその根拠を示す必要もあります。そうでなければ、説得力がありません。

私は統廃合ありきの話をしているわけではありません。子供たちの将来を考えた場合、今何ができるか、また何をすべきかを言っておるわけであり、やるべきことをやって、それでもだめなら現実を受け入れるしかありません。しかしながら、そうならないためにも今、最善を尽くすべきだと思っております。

矢掛町の教育行政のみならず、地域に対しても大きな影響を与えるこの課題を克服するためにも、嶋山教育長が強力なリーダーシップを発揮されることを大いに期待して私の質問全てを終わります。

○議長（江尻健二君） 次に3番、土田正雄君お願いします。3番、土田君。

○3番（土田正雄君） 議席3番の土田でございます。それでは、今回は2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、こころのプロジェクトについて、2点目は農業振興対策について質問させていただきます。

まず最初でございますが、小学校を対象とした“夢の教室”、夢先生の実施について質問を行います。

核家族や少子化が進むなか、子供の社交性を育む場である外での遊びが減っており、子供たちの体力低下や運動不足を危惧する声が高まっております。JFAこころのプロジェクトは、社会貢献活動の目的として2007年以降多くの自治体と総合協力協定を結んでおります。協定が結ばれますと、基本的に“夢の教室”の費用を自治体が負担することで、人格形成において重要な時期である小学校児童、特に目的と手段をあわせて考えることができるようになる5年生を対象に指導者を派遣し“夢の教室”と題して90分の授業を行います。授業は原則として前半35分がゲームの時間、後半55分がトークの時間というふうに分けられております。今年度は、1月末前でございますが、全国で1,539回開催されて

おり、このプロジェクトがスタートしてこれまで数多くの子供たちが夢先生とともに夢について考え、スポーツの素晴らしさや、夢を持つことの素晴らしさ、またそれに向って努力することの大切さを学んできました。

そこで、矢掛町でも“夢の教室”の実施に取り組む考えがあるのかどうか教育課長にお尋ねをいたします。

○議長（江尻健二君） 教育課長。

○教育課長（田中立志君） それでは、土田議員さんの J F A ころのプロジェクト“夢の教室”に関しまして、教育課よりお答えをさせていただきます。

J F A ころのプロジェクトにつきましては、これは日本サッカー協会が行っております小中学校へスポーツ選手や指導者を派遣するという事業でございます。日本サッカー協会主催と申しましても、サッカー選手だけでなく、バレーボール、バスケットボール、野球、ソフトボール、水泳など、スポーツ全般にわたります選手や指導者を学校へ派遣して児童生徒に夢を持つことの大切さ、それから仲間と協力することの大切さを中心に教え伝えるということを事業目的に 1 回 90 分をかけて行うというもので、これが“夢の教室”と言われるものでございます。

議員さんのお話のとおり、原則といたしましては 5 年生が対象となっておりますが、実施例を見てみますと、中学 2 年生等でも行われているといったケースがあります。それからまた、クラス単位というのが基本ではありますが、学校によりましては 5・6 年生一緒とか、複数の学校で合同で行っているというケースもございました。

そこで、本町でも取り組む考えがあるかということでございますが、実施にあたりましては授業時間の調整あるいは予算的なこともございますので、取り組むかどうかこの場で即答することはできませんが、合同授業などにも積極的に取り組んでおるところでございますので、校長会等へも提案をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（江尻健二君） 土田君。

○3 番（土田正雄君） 御回答ありがとうございました。

小学生が夢を持てないというのは、非常に寂しい気持ちになります。

今回の当初予算にも新規計上されております“矢掛町子ども未来基金条例”の目的にも、子供の健全な健康に寄与すると明記されております。子供は矢掛町の宝でございます。ぜひとも夢の教室の実現に向けて努力していただくことをお願いしまして 1 点目の質問は終わります。

次に、農業振興施策について 2 点の質問を行います。1 点目は、人・農地プランの成果についてお尋ねをいたします。人・農地プランは、平成 24 年度から高齢化や後継者の不足、耕作放棄地の増加などの人と農地の問題があり、5 年後、10 年後の展望を描いた農地プランをつくり、実行することによって人と農地の問題を解決する目的でつくられました。メリットといたしましては、新規就農者への支援、農地集積への支援等がございます。また、経営強化支援事業のなかでも補助対象者として地域の担い手である人・農地プランの中心経営体であることも明記されております。

そこで、平成 29 年度も人・農地プランの見直しが行われると思いますが、過去 5 年間の新規就農者として支援を受けた人数、また地域担い手として人・農地プランに位置付けられて農業者が機械の購入など、補助を受けることができた人数について産業観光課長にお尋ねします。

そして2点目は、新規就農者対策についてお尋ねいたします。新規就農者に対する問い合わせは、毎年町外から多く来ております。平成27年度の全国の新規就農者は3,570人で、39歳以下の新規就農者の割合が平成27年度初めて5割を超えました。つまり、農業以外の出身者が若い新規就農者の過半数を占めるまでになったのでございます。

生活スタイルが違えば収入の目標も異なっておりまして、年収500万円以上を目指す人もいれば、家族が田舎での生活ができれば300万円ぐらいの売上でもいいかなという人もございます。しかし、あるデータでは新規就農者の4人に3人は農業所得による生計が立てられていない状況です。そのため、新規就農者には最長5年間、年間最大150万円の給付制度が用意されております。

また、経営面で困っていることに関するアンケートにおきましては、所得が少ないが59パーセント、技術の未熟さが39パーセント、設備投資資金の不足が31パーセント、販売が思うようにいかないが17パーセントなどの回答があり、資金面や営農指導面での不安を抱えているのが現状でございます。

そこで、新規就農者に対する農業機械への補助制度、新規就農者に対する継続した営農指導体制について産業観光課長にお尋ねをいたします。

○議長（江尻健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君） 3番議員、土田議員さんの御質問、農業振興施策について産業観光課からお答えをさせていただきます。

人・農地プランは、農業が厳しい現状にあるなか、将来に向かって持続可能な地域の農業をどのように進めていくのか、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となるもので、地域の話合いのもとに作成されるものです。町内でも、全域的に耕作放棄地の発生や農業の担い手不足等の課題や米の価格の下落が進むなか、小規模農家の営農も難しくなっております。

町では平成24年度より人・農地プランの作成を始め、現在では字ごとに18のプランが作成され、年1回の見直しが行われております。

御質問の過去5年間に新規就農者として支援を受けた人数ですが、過去5年間の新規に就農された方は9人おられます。このうち、就業奨励金や青年就農給付金等の制度がありまして、6人の方が支援を受けられました。また、このほかに今年4月から就農される方が1人、就農に向けて実務研修を受けられる方が1人おられます。

御質問の2点目、地域の担い手として人・農地プランに位置付けられた農業者が、機械補助を受けることができた人数ということでございます。12件の農業機械等の導入に当たり補助を受けられております。

次に、新規就農者対策の御質問でございますが、新規就農者に対する農業機械の補助制度でございます。新規就農者への機械補助といたしましては、中古農機具・施設や入居する住宅の修繕費の経費の助成制度があります。このほか、新規就農者に限ったものではありませんけれども、担い手確保・経営体支援事業等の国・県の助成制度を利用いただくことができます。

次に、新規就農者に対します継続した営農指導体制ということでございます。就農した当初は、農業経営面、慣れない土地での生活をするうえでも不安定な状況になります。産業観光課が総合的な相談窓口として対応していきたいというふうに考えております。その上で、町・JA・農業普及指導センターがそれぞれの立場で支援を行っております。これまでも、農業体験研修、次の段階としての農業実務研修等を通じまして、技術指導、営農指導等を行っております。先日開催いたしました矢掛町農業技術者

連絡会議では、新規就農者への支援体制・制度の充実について協議いたしておりまして、今後も継続的に開催し、営農指導、支援制度等、個々の課題を取り上げて対応していきたいというふうに考えております。

そのなかで、JAではアスパラガス新規就農者の研修ほ場設置事業を平成29年から実施いたしますように計画をしております、研修ほ場の整備に伴う経費並びに機械購入の経費を町・JAが補助を予定いたしております、平成29年度の当初予算にも提案をさせていただいているところでございます。

また、新規就農者への支援といたしまして、早期経営確立支援事業がございます。この事業では、農地の賃貸料・土づくりの資材の助成・購入する住宅の賃貸料の助成、先ほど申し上げました中古農機具等の修繕経費の補助がございます。これの対象年齢を45歳から55歳に引き上げまして、新規就農者が農業経営を早期に確立できるように、要件を拡大して支援していきたいというふうに考えておりまして、こちらの方も当初予算の方に提案をさせていただいているところでございます。

今後におきましても、町・JA・農業普及指導センターがそれぞれの役割を果たしながら新規就農者の支援を行い、地域農業の担い手として営農定着していただけるよう、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 土田君。

○3番（土田正雄君） 1点目の人・農地プランに付けられていることに対しての農業機械の購入補助を受けている人数はよくわかりました。しかしながら、平成28年度におきまして経営体育成支援事業は適切な人・農地プランを作成した地域の中心経営体に対し農業用機械等の購入を支援しますとなっております、町内の多くの認定農業者の方が支援事業の申請をいたしました。基準点数に満たないなどの理由でほとんどの申請が却下されております。

農政局が示した申請要件は満たしております、町や県の段階で却下されたのはなぜなのか、また、2点目の新規就農者に対する支援でございますが、新規就農するまでは普及所、JA、行政等が積極的な支援を行っております。しかし、就農した後、つまり3年、5年経った後の定期的な支援がどのように行われているのか、また新規就農者に対しての補助制度の説明や営農指導体制について普及所、JA、行政等、具体的にどのように行っているのか。以上2点について再度産業観光課長にお尋ねをいたします。

○議長（江尻健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君） それでは、再質問にお答えいたします。

国、農政局が示した申請要件を満たしていても、町や県の段階で却下されたのはなぜかという御質問でございます。

町では、県からの補助制度の情報の周知依頼を受けまして、申請対象の認定農業者・認定新規就農者の方へお知らせをいたしまして、事業申請の要件を満たす申請全てについて、県へ提出し、県を通じて国へ提出されております。町・県の段階で申請の却下は行っていないということでございます。国では、提出された申請につきまして、予算の配分基準ポイントで上位ポイントの経営体から採用し、予算上の採択ポイントに満たない申請は採択されなかったということで、町・県の段階での却下ということではございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、新規就農者への支援、就農した後の定期的な支援・指導体制はどうかという御質問でございます。就農後の支援でございますが、農業普及指導センターでは月1回から2回の定期巡回に加えまして、

課題を抱える就農者へは個別に随時訪問・指導を行っております。JAでは、部会での講習会に加えまして、新規就農者のほ場には営農担当が個々に個別に巡回を行っております。また、町では月1回程度のほ場の巡回を行いまして、また町長を交えた意見交換会も開催しておりまして、相互の情報交換によりまして、課題があればこれについての課題解決対策はどうかなど、情報共有を図っております。

また、国・県の補助事業の情報をお伝えするとともに、町単独での家賃補助等の上乗せの支援も行っております。

新規就農者の受け入れにあたりましては、スムーズな就農に結びつき、定着していただける体制整備が必要でございます。農業に関する各種補助制度の御案内、営農指導の農業全般、さらには地域で生活していくための生活全般に渡りまして、支援が必要だろうというふうに認識をいたしております。そのためには、関係機関によるそれぞれの役割を果たしながら農業支援を行い、また地域の方々による生活面での御協力も必要かというふうに思います。

今後におきましても、先ほど申し上げましたように、アスパラガス研修ほ場の設置や支援制度の充実を図るなど、関係機関それぞれの立場で連携をはかりながら支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 土田君。

○3番（土田正雄君） 2点の再質問に対しての回答をいただき、ありがとうございました。

再度質問を2点させていただきますが、先ほどの経営体育成支援事業について、町や県の段階で却下はしていないという回答がございましたが、申請書が農政局に届いているかどうか、これについてはまた確認したいと思います。

そこで、2点についての質問でございますが、まず1点目は、先ほどの予算の配分基準ポイント、これは国が示した基準なのか、県が作った基準なのかをお尋ねいたします。

次に2点目につきまして、平成29年度もこの事業は継続されます。限度額が1,000万円から300万円に減りますが、継続して行われる予定になっておりますが、各地域における利発的な取り組みを支援するために一部変更がございます。中身としましては、地方公共団体での裁量で地区等への予算配分を決定できる仕組みを導入すると一部変更されております。28年度補助を受けられなかった経営体が補助を受けることができるようになるのかどうか、以上2点について再度質問をお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君） 御質問の1点目、予算の配分基準、これは国が示した基準なのかどうかということでございます。この基準は、国が示した基準ということでございます。

次に、地方公共団体でのある程度の裁量での決定、予算配分する仕組みを導入するということですが、この点につきましては岡山県ではこれを採用せず、これまでどおりの従来のポイントによる対応をしていきたいという回答がございました。町といたしましても、その方針に基づきまして対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 土田君。

○3番（土田正雄君） 回答では、先ほどの地区等への予算配分を決定する仕組みを県は導入しないという回答がございました。平成28年度は、ポイントの配分票におきまして法人化している町内では1集落しか補助を受けることができていないのが現状でございます。今後は矢掛町の経営規模にあった補助制度を望んでおります。

国も集落営農を勧めております。また矢掛町でも集落営農に向けた取り組みが積極的に行われております。しかし、夢を持って農業に参入した新規就農者を含めて個人で頑張っている農業者が将来集落営農の中心経営体になるかもしれません。今後も夢を持って農業に取り組んでいる方々に対しまして、営農指導や補助制度の確立に向けた取り組みを積極的にしていただくことをお願いしまして質問を終わります。

○議長（江尻健二君） 次に8番，萩野清治君お願いします。8番，萩野君。

○8番（萩野清治君） 8番議員の萩野清治です。通告に従いまして、次の2点について質問をいたします。

1点目は地域の公共交通の在り方について。2点目は教育行政，特に子育て支援の充実について質問をさせていただきます。

まず1点目は，地域の公共交通の在り方について質問をいたします。矢掛町では過疎，高齢化のなかで町内のバス路線は北部の一部地域を除いて廃止されているのが現状であります。こうしたなかで，町内では平成24年度から老人福祉センター利用者送迎用の大型バスに替えて町内全域で地域福祉バス“ふれあい号”を週2便，老人福祉センターを中心に病院，駅や市街地などを巡回する小型バスの運行を行い，住民の足の確保に努めています。併せて，障害者の方などには福祉タクシー助成制度も実施しています。

最近，高齢者による悲惨な交通事故多発を受け，今年3月12日からは道路交通法が改正施行されます。75歳以上の高齢者の認知症機能検査が義務化され，医師の診断結果によっては免許証返納となります。今までの自主返納と併せて免許証返納者が増えることが予測されます。加えて，田舎では昔からあった商店もだんだんなくなっております。いわゆる買い物難民が増加し，住民の足の確保は切実な課題となってきております。

これに対して県の方では，免許証自主返納者には愛カードを発行し，バス代の半額助成とタクシー代の1割引きの補助を行っています。しかし，バス代の半額補助については，先ほども言いましたように実際にバスが走っていないわけですから，利用できないというのが実態であります。こうした状況のなかで，矢掛町として地域の公共交通の在り方について真剣な検討が必要と思いますが，町長のお考えをお聞きしたいと思います。

具体的な点に触れさせていただきますが，ふれあいバスの運行状況と問題点についてお尋ねをしたい。

それから2つ目は，矢掛町障害者福祉タクシー助成制度の拡充についてお願いをしたい。このなかには，免許証返納者，いわゆる認知症含めて免許証返納者を加えて金額，今，1枚600円を年間24枚交付ということですが，初乗料金にちょっと毛が生えたぐらいの今の金額600円ということですので，交付枚数の改善，金額の改善，こういったことも併せてお願いをしたい。

それから3つ目としては，デマンドタクシーなど高齢者の方などが気軽に利用できる制度の創設をお願いしたいというふうに思います。

今のふれあいバスにつきましては，非常に皆さん喜んで利用されているわけですが，どうしても町へ，医者に行かなければならないとか，買い物に行かなければならない，長い間待たなければバスの利用ができないということになしに，気軽に利用できる制度というものがこれからの喫緊の課題として出てくるというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 町長。

○町長（山野通彦君） 町長と御指名ございましたが、具体的な事例については担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君） 8番，萩野議員さんの地域公共交通の在り方について，事務的な面も含めまして保健福祉課からお答えいたします。

まず1点目，ふれあいバスの運行状況と問題点についてでございます。ふれあいバス，いわゆる地域福祉バスは，それまでの29人乗りマイクロバス1台で運行していた老人福祉バスに代わって平成24年度から12人乗り乗用車3台で運行を開始しております。5つの路線それぞれ週2回運行しております，従来より大幅に拡大しております。

65歳以上の方や障害者の方などを対象に，気軽に老人福祉センターにお越しいただくのが主たる目的で，ほかにも買い物や通院にも御利用いただけるというものでございます。

御利用人数は，延べ人数で平成27年度の数字ですが，11,478人でありまして，現在はひと月平均で約900人御利用いただいております。運行開始後5年目を迎えておりますが，いくつかの要望もいただいております。「乗り降りが自由にできるようにしてほしい。」とか，「増便してほしい。」というのが主だったものでございます。そういった要望にお応えしようとすれば当然有料化も視野に入れなければいけません，利用者へのアンケート結果で言いますと，約90パーセントの方が無料の現行の運行形態を希望するというものでございました。現行の運行内容は既に定着しており，多くの方に御利用いただいております，ほぼ全地区平等に運行できているといえると思います。

以上が現状の状況でございまして，2つ目でございます福祉タクシー助成制度の充実についてお答えいたします。現在の制度の概要ですが，対象者に1枚600円のタクシーチケットを1か月あたり2枚，つまり年間で言えば24枚配布するものでございます。対象は，障害をお持ちの方で言えば身体障害者手帳1級，2級，療育手帳A，つまり身体・知的の重度の障害の方になります。また，65歳以上の1人暮らしか，65歳以上の方のみの世帯で単独での移動が困難な住民税非課税の方も対象になります。今年度は，平成29年1月現在でございますが，86人の方にチケットを交付しております。基本的には自助ということで，可能な方は御本人または家族・身内の方の協力を得てお出かけになるのが理想でございます。それが無理な場合は，タクシーの御利用も1つの方法です。その際，利用対象に該当になればチケットを交付させていただいております。

また，障害をお持ちの方に対しては，もともとタクシーは1割引の制度がございます。タクシー以外ではバス，JRが障害の程度によって5割引等がございます。障害サービスのなかで移動支援サービスという制度もございます。高齢の方に対しては，買い物に出かけることができない場合は介護保険制度のなかでヘルパーによる買い物代行等が御利用いただけます。そして，先ほどから出ております地域福祉バスも積極的に御利用いただきたいと思います。

1つ1つの制度を単体で見ると大きなものではないかもしれませんが，効果的に御利用いただければ金銭的な負担軽減も期待できるのではないかと思います。今のタイミングで助成の増額等をする予定はございませんが，近隣自治体の状況も参考にし，アンケートなど高齢者御自身の声も聞き，今後の方針を定めていきたいと思っております。

3つ目の質問です。デマンドタクシー等，高齢者等が気軽に利用できる制度創設についてお答えいたします。デマンドタクシーは利便性も高く，有効な交通手段の1つであることは間違いありません。し

かし、便利になる反面、有料化は避けられません。また、矢掛町の現行の地域福祉バスに変わるものとしての制度ということになりますので、慎重な議論が必要でもございます。

ようやく定着した地域福祉バスの制度を改良すべき点は改良し、交通弱者の足としての大事な手段として、まずより良いものにしていくのが重要であると考えます。しかし、時代に合った施策を実施していくことは必要で、そのためにも絶えず検討はしていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 町長。

○町長（山野通彦君） 担当の方から、具体的な3つの質問に対して丁寧に答えてくれたというふうに思います。

1点1点をよく分析していきますと、今の現状ですね、親切丁寧に、本当に担当としてもこの分野については、対応は非常に難しいというふうに思っています。この高齢化の問題、これはともに議会も住民も一緒に考えていかなければならない課題だというふうに思っておりますが、今まで、過去この高齢化の問題は非常にあらゆる分野で対応してきた事業であります。予算を見ていただければ、この高齢化のための予算がいくらあるのかということに関してプラスというよりか、まだこれ以上というふうにものを考えていけばきりはありませんが、今の話も少しではありますけれども改善について無料か有料かの人は、1割の人が有料でいいという老人の方もおられます。

私も聞いたことがあります、どの辺までやればいいのかということについては、今の制度を聞いていただきますと、まだまだ町民の方が全制度を知らない方もおられるのかなという感じがいたします。議員さんもぜひその制度を知っていただいてですね、具体的にこういうことが今の制度でも困るんだというところがあればですね、それが制度改正になるのかどうなのかということがあればお知らせいただければというふうに思います。

総論的にいきますと、私はチェンジで少子化のほうへ変わっております。大きな時代のなかで、高齢化の時代を迎えて対応してきましたが、今は人口減少時代、少子化の問題が大きく課題とされる時代に入っております。どれもこれも全部ということは到底できませんので、一番効率的な、そしてまた減少社会、そして将来を見据えた対応というふうになりますので、今の局所的な交通機能というのは、今現状のままで推移しながら、また課長の方も丁寧に見守ってやっていきたいということでもありますので、御理解いただいて、私自身は町全体の事業の優先順位を調べながら対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 萩野君。

○8番（萩野清治君） 町長の方からもお答えをいただきました。

私は再質問ということで、町長のほうが少子化に舵を切っておるというふうなことの答弁であります。高齢化、これは避けて通れないし、交通手段、こういうものがなかったら非常に生活が大変になるところというふうな状況のなかで、矢掛町のふれあいバス、私は、これはもう非常に優れた制度であるというふうに思っております。いろいろな利用者のなかにも、有料でもいいんではないかとか、いろいろな意見が出ているということも聞いておりますが、このバスが老人福祉センター利用者が主体になっておるというふうなことで、高齢者の健康づくりや心のふれあいの場、こういったことで非常に矢掛町の優れた制度だというふうに思っています。これはむしろ定着・発展をさせてほしいというふうに思っております。

同時に、高齢化が非常に急速に進んでおるといふようなことで、先ほども言いましたように具体的に3月から免許証返納というようなことが起こってくる、どれだけすぐ起こってくるかというのは分からないと思いますけれども、こういうふうなことが現実起こってくるというふうなことで、買い物難民も目に見えて増えてくるだろうというふうに思っております。

私が住んでいる山田地区でも、もう商店はなくなってきました。小さい昔からの雑貨というのはなくなってきております。こういったことで、足の確保というのは急務だといふようなことで、自由に乗れるような今の福祉バス以外で活用できる交通手段の検討ということをぜひお願いをしたい。

あれもこれもしてくれということではなしに、ぜひそういったことをこれからの地域公共交通の在り方として検討いただきたいということでもあります。

それから、福祉タクシーの助成制度につきましても、私が職員時代からできた制度でありまして、充分制度は知っておりますが、今、1枚600円で24枚というふうなことでありますが、特に障害の重い方なんかは非常に利用枚数が多いというふうなことで、ぜひ枚数も増やしてほしいというふうな声も聞きますし、金額的にもタクシーの利用料金の半額ぐらいの補助をとるというふうなことになれば非常にありがたいかなというふうなことから、利用料金と枚数の改定、それから免許証返納者もぜひ、県の方も愛カードとかそういうふうな形で返納者に対する対応もしているわけなんですけれども、ぜひこういったものを加えてほしいというふうなことで、主に2つの点について再質問ということにさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君） しばらくお待ちください。

お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが、このまま会議を続行したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行します。町長。

○町長（山野通彦君） 2点あったかと思いますが、交通体制の在り方を検討してほしいということですが、私が言っておりますのは、具体的な事例がかなり困られる方に対する制度ができておるといふふうに思います。課長の話しをしたところをじっくり聞いていただきますと、ほとんど高齢者の方でもそれなりに所得がある人もおられます。どういう人が困られているかというところに、方法論から言いますとバスばかりではありません。タクシーの制度もあります。そして近所と一緒にいくという制度もあり、あらゆる社会体制を考えるなかでやっていただければというふうに思います。そしてまた、買い物については、今はもういくらでも業者の方が配ろうとか、それからネットでもあるとか、いろんな制度があるというふうに思います。

大田舎ですとね、孤立してしまっていて本当に困るんだというわけではないので、私の方へも買い物、配達しようという業者もよく聞きますけれども、そういうことが必要であつたら紹介もしてみたいというふうに思いますが、具体的にどこへ持って行っていただければいいのか教えていただければ解決策も出てくるのではないかなというふうに思っております。

なにはともあれ、本当の行政がするサービスの高齢者のひとくくりではなしに、よりそのなかの本当に困られた方、そういうことへ対応していくのが行政だということで、私が具体的という言葉はそういう意味で言っておるので、ある意味で段階的に所得が終わった場合の非課税の人はできますよとかいう

ふうな段階的に制度をつくっておりますので、今の2つの言葉だけでものが対応できるようなものではないというふうに思っています。担当の方も今のままでノーとか言ってるのではなしに情報等、利用者等の意見を聞きながら、また制度等みながらその時を経て対応していきたいというふうに思っていますので、そのへんは御理解いただきたいと思います。

当然その将来の店というのはゼロではなくて、絶えずそのこと自体はそれぞれその年度に起きた時点で対応していかなければならないというのは当然のことだというふうに思っております。

○議長（江尻健二君） 萩野君。

○8番（萩野清治君） 1点目の地域公共交通の在り方についてということを中心とした質問につきましては、町長の今の答弁をいただきまして終わらせていただきます。

2点目に入ります。

○議長（江尻健二君） 萩野君、しばらくお待ちください。

2分早いんですけれど、昼食の時間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたしたいと思います。休憩。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江尻健二君） お知らせします。只今、高岡一万君より病院通院のため午後の会議を欠席させていただきたい旨の欠席届が提出されましたので、報告いたします。

休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。8番、萩野君お願いします。

○8番（萩野清治君） それでは、午前中に引き続きまして2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、教育行政、特に子育て支援の充実について質問をいたします。

国は新年度予算案のなかで、就学補助費のうち入学準備費の補助単価を2倍に引き上げるとしているが、矢掛町での対応をお尋ねしたいと思います。特に、準要保護者への対応はどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

それから2つ目は、学校給食費の無償化についてお尋ねをいたします。学校給食費の無償化について、子育て支援の充実という視点からぜひ検討を願いたいということでもあります。このなかで、食材費は負担させるべきだといった意見も以前からあることは承知しておりますが、義務教育費の無償化の原則、子育て支援、定住促進の立場からすれば、ぜひ無償化にさせていただきたいというふうに思います。最近の新聞ですが、備前市が新年度から無償にするというふうなことを言っておりますが、矢掛町の場合、県下1番ということにはなりません、子育てするなら矢掛町への立場からぜひ検討を願いたいと思います。具体的な点として、給食費の対象児童数、1人あたりの負担額、現に減免している状況についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 教育課長。

○教育課長（田中立志君） それでは、8番、萩野議員さんの子育て支援の充実の1つ目の項目であります就学援助費のうち、入学準備費の補助単価についての御質問に、矢掛町の状況についてお答えをさせていただきます。

議員さんの御質問のなかにもございましたが、国は、平成29年度予算のなかで、新入学児童・生徒

の学用品費、例えば、ランドセル購入費でありますとか制服代、こういった入学準備金の年額の補助単価を、小学生が現在の 20,470 円から 40,600 円に、また、中学生が、23,550 円から 47,400 円に、それぞれほぼ 2 倍に引き上げられる予定でございます。

本町におきまして、補助対象となります準要保護者につきましては、従来より国の補助単価に合わせておりまして、平成 29 年度予算でも引き上げ後の額を計上いたしておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（江尻健二君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） それでは、萩野議員さんの子育て支援の充実についての 2 点目の学校給食費の無償化に向けた検討を願いたいとの御質問に対し、私の考えを申し上げます。

本町におきましては、山野町長の施策方針のもと、子育て支援を最重点施策の 1 つと位置付け取り組んでいるところでございます。18 歳以下の医療費無料化を始め、幼稚園利用料の無料化、保育園利用料の 3 人目からの無料化、2 人目からの 2 分の 1 軽減など、子育て世代に対します負担軽減を図っているところでございます。

そうしたなかで、先ほどもありましたけれども備前市が来年度 2017 年度から小・中学校の児童生徒の給食費と教材費について無償化する方針を決めたとの報道がございました。そして萩野議員さんから、只今、学校給食費の無償化に向けた検討を願いたいということではありますが、以前にも同じような御質問をいただいた記憶がございます。その時にも私は、受益者による応分の負担、これが基本であり、また公平性からも妥当であると考えております。学校給食法にも、保護者による負担と規定されております。

なんでもかんでも一律に無償化ということではなくて、本当に経済的な支援が必要なところにはしっかり手厚く支援をするということが基本になるのではないかと私は考えております。

議員さんも御承知のように、具体的には支援の必要な方には要保護・準要保護児童生徒就学援助費として支給されております。御質問の対象児童数、すなわち町内 7 小学校の全児童数が 618 名でございます。中学生 316 名でございますけれども、要保護・準要保護の児童数で言いますと小学校では本年 3 月 1 日現在、町内 7 小学校全児童数 618 名中、要保護 4 名、準要保護 64 名、中学生 316 名中、要保護 5 名、準要保護 26 名でございます。給食費は御承知と思いますが、小学生 1 食 260 円、中学生 300 円でございます。要保護世帯につきましては教育扶助費で、準要保護者につきましては就学援助費で給食費に相当する額を援助しております。

昨年の 3 月議会でも教育課長からお答えをさせていただいておりますけれども、本来、学校給食は栄養バランスに優れた献立を通して成長過程にある児童生徒に必要な食事を提供するものであり、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着けさせることに大切な意義があるものと考えております。

また、地場産業の活用による地域の文化や産業に対する理解を深めさせるなど、児童生徒の心身の健全な発達にとりましても大きな教育的意義があるものと考えます。有償であるからこそ、子供たちもそういった給食の持つ意味についても御家庭の方も含めて考える機会にもつながっているものだと私は認識しております。学校給食費の御負担を保護者の皆様をお願いすることにより、このような学校給食の意義や役割につきましても、保護者の皆様に認識していただくことにもつながるものだと考えております。

今後も安全で安心な、子供たちにとって楽しい学校給食の提供を目指してまいりたいと考えており

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（江尻健二君） 萩野君。

○8番（萩野清治君） 教育長の方から、今の学校給食の現状についてお話をいただきました。

その前に、就学援助費につきましては了解ということにさせていただきます。

給食費の無償化につきましては、いろいろ議論があることは私も学校給食の運営委員会におったりしたこともありまして十分承知をいたしておりますが、やっぱり全体で、小学校で要保護・準要保護を入れますと70名近い人が減免というような状況になっておりますし、それから中学校でも30名少々というふうなことで、同じ給食のなかでもそういった経済的な理由のなかで減免をされていると。食材の自己負担は当然だというふうな考え方もあるわけですが、やっぱり子育て世代の家庭のなかで、貧困化といいますか、非常に経済的な格差が段々広がってきておると、そういうふうな状況のなかで学校給食の無償化というようなことが全国的にもこういった方向が進んでおるというふうな状況であります。

そういったことから、教育関係者、あるいは父兄も含めた検討をぜひお願いをしたいというふうに思っていて、改めて定義をさせていただいたというようなことで、全国的には数ほどの程度かといったらまだ少ないかもわかりませんが、無償化の方向が進んでおるというようなことを付け加えまして、ぜひこれからの検討ということをお願いしたいと思いますが、これを再質問とさせていただきます。

○議長（江尻健二君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） 今、議員さんからもありましたけれども、私の基本的な考え方と申しますのは、本当に必要なところに手厚くしていくということの一語に尽きます。しかしながら、現在、御指摘にもありましたように全国的な傾向もありますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（江尻健二君） 萩野さん。

○8番（萩野清治君） 教育長のほうから再答弁をいただきまして、これからの検討課題ということでぜひ真剣な検討のお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（江尻健二君） 次に2番、川上淳司君お願いします。2番、川上君。

○2番（川上淳司君） 失礼いたします。議席2番の川上淳司です。通告により質問させていただきます。

私の質問としましては、高齢者の運転免許返納者に対する矢掛町の対応についてです。

まずは11月のある朝のこと、自宅から矢掛の駅まで自家用車で向かっていました。北田橋で対向車が連なっているのが見えました。不思議に思いながら東へ進んでいたところ、前方の車両に対して対向車の車両の方が急にハンドルをきられてぶつかろうとして参りまして、前方の車両がぎりぎりかわされて無事前に進めたわけですけど、対向車の方、相当スピードが出てなかったのに、何もなく過ごされたと思います。私の方も当然危険なので、左の側道にかわしてよけておりましたところ、なんなく通過されてはいきましたが、その先で警察の方にお世話になったそうだとことを聞いております。

こういうことがありまして、私もテレビで観る“コンビニへガラスを突き破って入る高齢者”の方がなぜたくさんいるのかなというふうなことも不思議に思っていたんですが、やっぱり、ある程度高齢者の

方が免許返納をしないのはなぜかなというふうなことを考えてみるところ、やっぱり、どうしても車の免許がないと移動手段がないというのが、要するに今、矢掛の現状だと思いましてこの質問をさせていただきます。

最初に、高齢者が運転免許返納を行えないのはなぜなのかをお聞かせ願いたいと思います。併せて高齢者の運転免許返納者の方で自宅生活を送られている方はどの程度いらして、どのようなサービスが受けられるかを町民課長お答えください。

また、井原線の新駅、そして新しい交通システムは先ほど萩野議員さんも質問されましたが、そういうふうな交通システムの構築を考えられているかを総務企画課長お答えいただくようにお願いします。よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（小川公一君） それでは2番議員、川上議員さんの御質問にお答えいたします。

高齢者の運転免許証の返納に対する矢掛町の対応についてということでございますが、まず午前中の8番議員さんの御質問でも少し触れられましたが、免許証返納制度と申しますのは、身体機能の低下等により自動車等の運転をやめる場合には、警察署や運転免許センターに申請をし、免許証を返納することができるという制度でございます。

矢掛町には平成29年2月15日現在で10,053人の免許保有者がいらっしゃいまして、そのうち3,253人、率にして32.4パーセントの方が65歳以上の高齢者でございます。免許証の自主返納をされた方の数は、平成27年が55人、平成28年が66人となっており、高齢者の免許証の自主返納率は年間約2パーセントになっております。

御質問の1点目、高齢者が免許返納を行わないのはなぜなのかにつきましてですが、これは、議員さんのおっしゃるとおり他に移動手段がないこと、都市部と違いまして矢掛などの地方ではバスや電車など移動手段がない場合は車がないとどこにも行けなくなる。生活ができなくなると考えていらっしゃるようでございます。

また、免許証を身分証として利用しているので必要であるとか、自分の送迎の方が家族の負担になって迷惑がかかるからといったことも考えていらっしゃるようでございます。

次の2点目の、高齢者の運転免許返納者の方で、自宅で生活を送られている人はどの程度いらして、どのようなサービスが受けられるかにつきまして、まず、免許証を自主返納して自宅で生活を送られている人の数につきましては、免許証の返納窓口であります警察署の方に名簿情報を提供できるかどうかということを問い合わせてみましたが、これは個人情報にあたるということで、提供はできないとのことでした。ですので、返納者のうち自宅生活を送られている方の数につきましては、この場でお答えすることができませんので、御了解ください。

次に、どのようなサービスが受けられるかにつきましては、免許証を自主返納された方は、“おかやま愛カード”というカードの交付を無料で受けられます。これは、協賛店にカードを提示することで鉄道やバス、タクシーの運賃をはじめ、買い物などの割引サービスが受けられるものでございます。具体的には、バスや鉄道、タクシーの運賃の割引、衣料・食糧・家電・文具の割引、リフォームや左官工事の割引、家族の保有する自動車のオイル交換や修理、灯油代や美術館の入館料、美術品や市販の薬品、理美容の利用、メガネや畳、クリーニングの割引、一部の金融機関では金利の上乗せサービスなんかもございます。協賛店は、町内には78店舗ございまして、免許返納時に警察署の窓口で協賛店一覧表を配

布しております。

また、町の施策といたしましては、先ほど8番議員さんの御質問のなかで保健福祉課長が答弁いたしました、タクシー券の助成、福祉バス、介護保険制度を利用したヘルパーによる買い物代行サービスなどが御利用いただけます。

町民課からは以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 2番、川上議員さんの後段の御質問で、井原線の新駅開業と新しい公共交通システムの考えは、という御質問でございます。まず井原線についてですが、ちょっとお時間いただきまして井原鉄道の昨年度の状況を少し紹介させていただきたいと思います。

昨年度、井原鉄道輸送人員については、通学客の定期客が延びまして、5年連続で輸送人員は増加で、実は115万人越えということで過去最高を輸送人員が更新したということでございます。運輸収入も増収となっております、決算では上下分離方式、上と下を分離して決算しているんですが、上部分、純粋な運行部分だけで見ますと2年連続で黒字となっているという状況です。定期客の安定的な確保、これに尽きるわけですが、企画乗車券や貸切列車の運行ツアー、それから沿線での各種イベント、これに積極的に取り組み、いろんな取り組みによります成果でございますが、ただし今後の展望では、やはり沿線住民の人口減少、それからいろんな意味で頭打ちという危機感はぬぐえないという状況でございます。また上部分は確かに黒字なんですけど、下部分については、県及び関係市町村、これで補てんをいたしております、基本的に赤字でございます。予算にも計上いたしておりますが、矢掛町でも1,600万円程度、下部分の費用負担をいたしておるところでございます。そうしたなかで新駅、中間駅についての御質問ですが、なかなかいい回答はできないんですけど、御承知のとおり新駅となりますと駅の用地費、建設費、それに伴います機械設備、またいろんなところにさまざまな場所に表示等あるわけですが、全てそれを交換すると、その経費が非常に高額になりますが、基本的には全て矢掛町が負担ということになります。

利用予定人員をどれだけ見込めるかということにもなるんですけども、現在利用されている方が、増えるという状況が見込めるかというとなかなか見込めない状況のなかで、費用対効果を考えますと、やはり厳しいと言わざるを得ないと思っております。費用対効果B/Cがかなりきつく言われるわけですが、見通し的には厳しいと言わざるを得ないということで御理解をいただきたいと思います。

また、新しい公共交通システムのお考えはということですが、現在矢掛町では、東西を井原線が走っております。南北では、北へ、美星町へ北振バス、南へ、笠岡へ井笠バスカンパニー、この縦軸横軸が公共交通の動脈になっております。そして町内をふれあいバスの巡回運行というのが本町の公共交通システムになろうかと思えます。先ほど8番議員さんの御質問のなかで町長も保健福祉課長も答弁させていただいておりますが、確かにデマンド方式とか新しい方法もございますが、実際、今回ふれあいバスの導入の時には、5年前ですが、そういった検討もなされた経緯があります。ただこのふれあいバスというのは本町の特徴であって、ある意味一定の評価をいただいております。今、矢掛町の公共交通システムを考えるなかでは、やはりこのふれあいバスを中心に考えるべきだと考えておりますので、新しいシステムというのは考えていないというのが状況でございます。以上でございます。

○議長（江尻健二君） 川上君。

○2番（川上淳司君） すみません。ありがとうございました。

本日の山陽新聞を見たところ、今度4月から認知症の方の試験をされて免許の交付ができるかできないかということが出てまいりますので、これから先のことを考えた時に、本当にデマンドは必要ないのかという部分はこれから御検討いただきたいと思いますし、その後をいきます団塊の世代の免許返納者が増えてまいっていると思っております。そういうふうな場合の対応もそろそろ考えていかなければならない時代に来てくるかなあというふうな感じがしておりますので、何卒御検討していただくようお願いをして私の質問を終わります。

○議長（江尻健二君） 次に4番、浅野毅君お願いします。浅野君。

○4番（浅野 毅君） 議席番号4番の浅野でございます。本日はですね、無電柱化及び道の駅、それから重伝建の申し出について、日本遺産について、項目が多いんですが、しばらく御辛抱願います。

まず第1に無電柱化については、昨年12月に無電柱化推進法が参議院で可決されました。公布の日12月16日ということになっております。その第7条に国務大臣が無電柱化推進計画を定めるとあり、国が主導して無電柱化を進めるという法律ということになっております。これは罰則規定もあるんじゃないんで、こういうことをやりましょうという、いわゆる推進法でございます。

これでですね、東京都ではオリンピックもありまして、電線を地下に埋設する無電柱化の推進に取り組んでおります。美観もさることながら、災害時に電柱が倒れ緊急車両の通行の妨げになるのを防ぐために無電柱化をすすめております。

また東京都の道での電柱の新設を禁止することなどを盛り込んだ“都無電柱化推進条例”，これは仮説ですが、この策定に取り組むほか、区市町村が区市町村道の無電柱化に着手する場合、自治体の負担がなくなるよう支援する計画のようです。

今、条例の話をさせてもらいましたが、条例では現状では、今は茨城県のつくば市が条例を制定しておりまして、ほかにはまだ動きはございませんが、今後増えてくるであろうと思われま。

そこで、矢掛町でも無電柱化について調査・研究をされておりますが、今後の作業予定及び計画といえますか、工程をお聞かせください。以上です。

○議長（江尻健二君） 建設課長。

○建設課長（津島昭二君） それでは、浅野議員さんの質問にお答えします。

無電柱化についてですが、本年度、地方創生交付金事業ということで、市街地中央線の無電柱化構想の検討業務を委託いたしております。この事業は、100%交付金で提案事業が認められた事業でございます。この事業に合わせて、国土交通省の無電柱化低コスト手法の検討地区としても併せて検討を行っております。

この検討事業では、技術革新がなされた現在、商店街筋が無電柱化ができるかどうか、そして可能であればどの様な手法になるか、そのなかで最も低コストの手法を研究するという目的で業務委託をいたしております。

この事業では、国土交通省、岡山県、電線管理者等でもワーキンググループで検討しているところがありますが、研究しているということで、町では現実性のない手法になることも考えられます。

また、議員さんが先ほど申されました無電柱化推進条例につきまして、私の認識でございますが、確かに自治体の負担がなくなる支援もあるかとは思いますが、この、つくば市の考えといえますか条例は、エリアを決めて無電柱を義務付けております。

この条例では計画的に町づくりを行うなかで、現在ある電柱をなくするというものではなく、新たな

電柱は立てさせないという条例でございまして、電柱の無い地域の維持が目的であると私は判断しております。１２月に無電柱化の推進に関する法律が施行されましたが、内容については、国、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの責務等が示されておりますし、内容は茫洋としておりまして、手法によって今現在、地方公共団体の負担割合等も決まっておりますが、この費用負担等についても改善がされるのではというような書き方はされております。担当課といたしましては、先ほどから申し上げておりますが、無電柱化については、今現在はできるかできないかというあたりの研究中でございまして、今の段階では、今後、作業予定等は考えてないという状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 浅野君。

○４番（浅野 毅君） ありがとうございます。今、調査しておるということはよく分かりました。そこで、国の方向性と言いますか、時代の流れとってはあれですけど、午前中に笹井議員さんからも無電柱化の意義等いろいろお話がございましたので、これ以上は申し上げませんが、いずれにしても、時代がそういう方向であるということを確認していただければ結構でございます。ありがとうございます。

続きまして、道の駅について、平成５年に道の駅は創設された制度で、市町村等からの申請に基づいて国交省の道路局で登録を行っている。平成２８年１０月に１４駅登録されておりまして、累計で今１,１０７駅が登録されております。平成５年から２８年の間に２３年間で平均４８駅が年に登録されております。

当町では、平成３０年度開業を目指しておりまして、道の駅について具体的な、昨年６月でいろいろと御答弁いただきましたので、今回は現状及び今後のスケジュール等を教えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 建設課長。

○建設課長（津島昭二君） それでは浅野議員さん、道の駅について。

議員さんが申されましたように、道の駅につきましては平成３０年度を完成目標ということで進めております。昨年の６月に議員さんの方から質問がありまして、岡山県はその段階では道の駅の詳細設計の業務を発注したということで、測量等が終わって設計に移る段階だというふうにお答えしたと思えます。

今現在の状況でございますが、平面的な造成計画は概ね決まりまして、用地買収の面積の確定と補償物件の調査算定業務の業務委託は終わりました。今現在、県の内部で補償金等の算定の照査をしているところでございます。この作業が終わりましたら、補償金等が確定するというところで、順次用地交渉の方に訪問したいということで井笠地域事務所からは聞いております。

ただ、その駅舎の配置でありますとか駐車場の配置等については、県が委託しております完成パース図の意匠の方がまだできてない状況にございますので、町のモチーフで今は進めております。

また、町が進めております道の駅の整備基本構想につきましては、岡山県幹線道路協議会の道の駅推進部会が２月初旬にございまして、町の基本構想に対しまして国土交通省、岡山県から意見をいただいたというようなことでございます。

最終的には、施設が完了してからの登録申請ということになりますが、第１回目の道の駅の推進部会が開かれて、つい先日でございますが、この基本構想について今後の検討課題もありますが、一応承認

するということの通知がまいりました。

今後は、県事業と並行して駅舎の審査でありますとか、最終的な運営についての審査等を済ませまして、最終目標であります登録申請に向けて進めてまいるということでございます。

議員の皆様には、これから事業完了までの期間、御理解と御協力をお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 浅野君。

○4番（浅野 毅君） ありがとうございました。

お聞きしてまして、ハード面の段取りといいますか計画は、ほぼ予定どおりいっております。今後、運営ということが非常に難しいといいますか、課題になってこようかと思います。申し上げたいのが、町民全員ですすね、楽しくいい方向で、今もいろいろ皆さん喜んでおられますので、まちの通り、本陣通りはもちろんお客さんがあふれることが第一ですが、その周辺地区、郡部あたり、みなさんで道の駅を歓迎するというムードを作って我々も協力していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それと次、重伝建の選定申し入れについて、に移らせていただきます。

平成28年10月現在、全国で114件が選定されております。昭和51年に最初の選定があり、平成28年まで40年間で、年間2、3件が重伝建に選定されておる計算になります。いずれにしても予算から見ても、年間の選定数がこれ以上増えることはまずないと思われます。そこで矢掛町として選定に向け準備をされているとは思いますが、今後の作業状況及び申し出の予定、期日をお教えいただければ、分かる範囲で結構でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（江尻健二君） 教育課長。

○教育課長（田中立志君） それでは4番、浅野議員さんの重要伝統的建造物群保存地区選定の申出につきまして、お答えをさせていただきます。

教育委員会では、今年度、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けましての取り組みを進めておるところでございます。具体的には、担当職員によります町並みの現状把握、それから、昨年7月から8月にかけてまして、町民の皆様には制度を正しく知っていただくための説明会、それから意見を聴く機会を設けてまいりました。また、9月には文化庁の調査官にも来ていただきまして、現地指導もいただいたところでございます。

昨年行いました地元説明会におきましては、残念ながら参加者が予想しておりました数よりも少なかったということもございまして、近く、今月中旬から再度説明会を計画いたしておりまして、できるだけこのたびは大勢の関係者に来ていただけるよう資料などの工夫もしておりまして、そういったことをしながら進めているというところでございます。

今後も引き続き関係者の理解と協力を高めながら、関係機関との情報交換でありますとか、情報収集や調査官の指導等も踏まえながら、法令上の保存計画の策定、それから条例、そういった次の段階へと進めていければというふうに考えております。

申請の時期についての御質問もございましたが、これにつきましては生活に直結するということもございまして、関係住民の御理解が、これが最優先ということになりますし、具体的にいつまでということ、現時点では申し上げるのは非常に難しいわけですが、御理解が得られるということが前提ではありますが、担当課といたしましては、1つの案といたしまして2年内くらいを目途に進められればというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（江尻健二君） 浅野君。

○４番（浅野 毅君） ありがとうございます。２年以内に計画ということで、ありがとうございます。

重伝建、それから道の駅、無電柱化、３点セットといいますか、無電柱化は先ほどお話しいただきまして、まだ検討、時間がかかるようですが、いずれにしても早くできればなと思っております。

それと最後になりますが、これは日本遺産の申請についてということで、お話をさせていただきます。今年の２月現在で、全国で日本遺産の申請が３７件認定されております。申請中のものが１５件ないし２０件あると言われておりまして、２０２０年オリンピックの年、平成３２年までに１００件認定するというようなことが言われております。申請をするには、時間的にいいですか、时期的にちょうど今が最終決断の時期だろうと思っておりますが、近隣地区ではですね、倉敷市が単独と、岡山市、総社市等の連携で出す２件、今、申請しておられるようでございます。それから総社市は、連携だけ２件、赤米とか古墳とかいろんな絡みがあるのでしょうか。そういうことで申請されております。それと、新しいところでは笠岡市が、これは単独で申請を準備されておりまして、今回の議会で予算を申請されておるようでございますので、ここもできるだけ早く決まるのかなという状況ではあります。

単独で申請するのか、あるいは各地域と連携してやるのか、いずれが良いかは一概に言えませんが、矢掛の特色からして、今、矢掛がちょうど全国的に注目されておる時期なので、矢掛一本でやるべきだろうと個人的には思っております。

単独で申請をするとなると、これから申し上げる予定といいますか時期かなとは思っております。歴史文化基本構想というのがいるんだそうですね。それを作るのにやっぱり１年ないし２年、一般的には２年ぐらいかかるという話をされておりますが、といいますと今年の５月ぐらいから始めて、３０年の１２月ぐらいまでかかるのかなと。予定でございます。それから、申請をするのが年明けの３１年の１月というようなことだろうかと思います。それで決定が平成３１年の４月。オリンピックの１年前に決まるのかなと、これは理想かもしれませんが、そういうことになろうかと思います。

予算措置はもちろん、そのいろんな研究をしますのに文化財との兼ね合いも必要ですが、具体的には算定はしてないんですが、費用対効果については十分効果があると思われます。すなわち、申請の準備期間においてもいろんなプロジェクトをやる、それから情報発信をやる等々ありまして、そしてまた決定すると全国へ発信してですね、観光振興や矢掛におおいに貢献すると思います。

日本遺産は、地域の文化遺産等を国内や海外に発信し、観光振興はもとより矢掛の歴史かおる文化の町の発展につながるのが最終の目的でございます。

なお、最後になりますが、各地において民間レベルの日本遺産の勉強会とか研究会があるやに聞いております。その各地域の話を聞きますと、民間で勉強会をして、その流れで行政の方が、どちらが先かわかりませんが、そういう傾向もあるようでございまして、当矢掛でも、具体的にはよくわかりませんが、日本遺産をやったらよかろうというような話がちらほら出ておるようでございます。

前向きに行政の方もおし進めていただければと思いますが、教育課長の御見解をお聞きます。

○議長（江尻健二君） 教育課長。

○教育課長（田中立志君） それでは、浅野議員さんからの日本遺産の申請に関しましての質問に教育委員会の方で答えをさせていただきます。

浅野議員さんからは、同じ内容の御質問を昨年の３月議会の際にもいただいたところではございます

が、この日本遺産の制度といたしますが、地域の歴史的遺産や文化あるいは伝統を総合的に活用するべく、その取り組みをストーリーとしてまとめ、市町村が県の教育委員会を経由いたしまして文化庁に申請し、これが認められれば日本遺産として認定されるというものでございます。

そこで、矢掛町はどうかということでございますが、結論から申し上げますと、制度につきまして研究そのものについては行っておりますけれども、現状では具体的な考えは持っておりません。と申しますのは、先程、議員さんからも御質問がございましたが、重要伝統的建造物群保存地区、重伝建の申請に向けまして、本町では今年度から具体的に進めておるところでございます。これも申請先は同じ文化庁ということになりますし、まずは、これを積極的に進めることにいたしております。

議員さんのお話のなかにもございましたが、日本遺産への単独での申請にいたしましても、複数の市、それから町で連携して行うにいたしましても、どちらにしても、議員さんのお話にもございましたが、申請には相当の期間と、それから法的な手続きも含めまして、事前の条件整備というものが必要となつてまいります。

また、住民のなかにこうした勉強会など興味を持っておられる方がいらっしゃるということ、そのことにつきましては、町並み保存でありますとか、活性化の推進からいたしますと、これはありがたいことだろうというふうに思っております。ただ、繰り返しになりますが、先程も申しあげましたように、重伝建の申請に向けまして取り組みを進めておるところでもございますので、このたびの御質問につきましては、貴重な提案ということで受け止めさせていただきたいと思っておりますので、御理解の程、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（江尻健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君） 浅野議員さんの御質問、日本遺産について産業観光課の方からお答えさせていただきます。

日本遺産は、地域の文化財や伝統文化を通じてその歴史的経緯や地域の風土に根差した伝承、風習などを踏まえたストーリー展開による情報発信や人材育成、伝承、環境整備等の取り組みを進めようというものでございます。日本遺産認定にあたりましては、そのストーリー性が大変重要視されております。

ストーリーの設定におきまして、単に地域の歴史や文化財の価値を解説するものだけになっていないこと、興味深さ、斬新さ、訴求力、希少性、地域性等、日本の魅力を十分に伝えるものになっているかどうかということが求められております。

賑わいのまちづくり、観光振興面から見ますと、歴史的・文化的資源は、観光客へのアピール、プロモーションには有利に働きまして、観光客・交流人口の増が見込めるものでございます。

矢掛の歴史や文化財を活用した地域活性化を考えると、その前提条件として文化財の保護の位置付け、そしてその活用、観光開発をどのように融合させて地域の活性化を進めていくのかということを考えておく必要があるかと思っております。文化財・文化遺産の観光化につきましては、課題を抱えている地区も少なくありません。この2つの視点、文化財保護とその活用・開発について、住民生活に影響のある地域の方々の理解ということが非常に重要というふうになってくると思っております。地域、行政、その他関係者のなかで、まずは文化財としての価値はどのようなものなのか、その価値をどのように位置付けるのかというふうな点、ストーリー性を十分に検討したのちに、賑わいづくり、観光資源としての位置付け、どのように観光開発をしていくのかといった方向性、体制整備等も必要になってくるというふうに思います。議員さんにおかれましても地域の盛り上げ、意識の醸成に御理解と御協力をいただきたい

というふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 浅野君。

○4番（浅野 毅君） ありがとうございました。教育課長，それから産業観光課長，続けて答弁いただきましてありがとうございます。

いずれにしても，今すぐにやろうというお言葉ではなかったんですが，前向きといいますか，価値は認めていただいておりますので，先ほどの話で住民の皆さんがもっともっと盛り上がることを期待しておきまして，締めくくりをしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（江尻健二君） 以上で本日予定しておりました方々の一般質問は，全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議は7日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議は7日の午前9時30分から再開することに決しました。

皆さん，御苦勞様でございました。

午後1時51分 散会



平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 平成29年3月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前9時30分  
（議事） 午前9時30分  
（延会） 午前9時39分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 花 川 大 志 | 出          | 2        | 川 上 淳 司 | 出          |
| 3        | 土 田 正 雄 | 出          | 4        | 浅 野 毅   | 出          |
| 5        | 山 野 豊 久 | 出          | 6        | 高 岡 一 万 | 出          |
| 7        | 笹 井 愛 子 | 出          | 8        | 萩 野 清 治 | 出          |
| 9        | 植 田 修 弘 | 出          | 10       | 江 尻 健 二 | 出          |
| 11       | 青 江 茂   | 出          | 12       | 守 屋 正 晴 | 出          |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	武 井 道 忠
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	山 縣 幸 洋
町 民 課 長	小 川 公 一	保健福祉課長	松 嶋 良 治
産業観光課長	奥 野 隆 俊	建 設 課 長	津 島 昭 二
上下水道課長	渡 邊 孝 一	教 育 課 長	田 中 立 志
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課主幹	三 宅 伸 幸
総務企画課主幹	片 岡 崇		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 議案第2号 旅費条例の一部を改正する条例制定について
議案第3号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
議案第4号 矢掛町男女共同参画推進条例制定について
議案第5号 矢掛町こどもみらい基金条例制定について
議案第6号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例制定について

- 日程第2 議案第 7 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第3 議案第 8 号 町道の路線廃止について
議案第 9 号 町道の路線認定について
- 日程第4 議案第10号 平成28年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
議案第11号 平成28年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第12号 平成28年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第13号 平成28年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について
議案第14号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
議案第15号 平成28年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第16号 平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第17号 平成29年度矢掛町一般会計予算について
議案第18号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第19号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第20号 平成29年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第21号 平成29年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第22号 平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第23号 平成29年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第24号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第25号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算について
議案第26号 平成29年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第27号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第28号 平成29年度矢掛町各財産区特別会計予算について
- 日程第6 請願第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願
請願第 2 号 日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力すること
を求める」意見書採択を求める請願
- 日程第7 議会運営委員会視察報告

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 議案第2号 旅費条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第4号 矢掛町男女共同参画推進条例制定について

議案第5号 矢掛町こどもみらい基金条例制定について

議案第6号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例制定について

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第2号から議案6号までの条例制定案5件を一括議題といたします。既に説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） ないようなので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号から第6号までは所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、旅費条例の一部を改正する条例制定について、議案第3号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号、矢掛町男女共同参画推進条例制定について、議案第5号、矢掛町こどもみらい基金条例制定については、それぞれ所管の常任委員会である総務文教常任委員会に、また、議案第6号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例制定については、所管の常任委員会である産業福祉常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第7号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（江尻健二君） 日程第2、議案第7号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、を議題といたします。既に説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） ないようなので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 議案第8号 町道の路線廃止について

議案第9号 町道の路線認定について

**○議長（江尻健二君）** 日程第3，議案第8号及び議案第9号を一括議題といたします。これも説明が終わっておりますので，直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。議案第8号及び議案第9号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって，議案第8号，町道の路線廃止について及び議案第9号，町道の路線認定については，原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議案第10号 平成28年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

議案第11号 平成28年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 平成28年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 平成28年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第15号 平成28年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第16号 平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（江尻健二君） 日程第4，議案第10号から議案第16号までの補正予算案7件を一括議題といたします。これらも提案理由・説明は終わっておりますので，直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） ないようなので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号から議案第16号までの補正予算案件は所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって，議案第10号，平成28年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について，議案第11号，平成28年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について，議案第12号，平成28年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について，議案第13号，平成28年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について，議案第14号，平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について，議案第15号，平成28年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について，議案第16号，平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については，予算決算

常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第17号 平成29年度矢掛町一般会計予算について

議案第18号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第19号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第20号 平成29年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第21号 平成29年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第22号 平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第23号 平成29年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第24号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第25号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算について

議案第26号 平成29年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第27号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第28号 平成29年度矢掛町各財産区特別会計予算について

**○議長（江尻健二君）** 日程第5、議案第17号から議案第28号までの平成29年度各会計当初予算12件を一括議題といたします。

これらの案件につきましても提案理由・説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕

**○議長（江尻健二君）** ないようなので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第17号から議案第28号までの予算案件は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第17号、平成29年度矢掛町一般会計予算について、議案第18号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第20号、平成29年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第21号、平成29年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第22号、平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第23号、平成29年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第24号、平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第25号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算について、議案第26号、平成29年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第27号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第28号、平成29年度矢掛町各財産区特別会計予算については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第6 請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願

請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願

○議長（江尻健二君） 日程第6，請願第1号及び請願第2号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号は所管となる産業福祉常任委員会へ，請願第2号は総務文教常任委員会へ付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって，請願第1号，安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願は産業福祉常任委員会に，請願第2号，日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願は総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

日程第7 議会運営委員会視察報告

**○議長（江尻健二君）** 日程第7，議会運営委員会視察報告を行います。

本件につきましては，議会運営委員会から報告書が提出され，お手許に配付のとおりであります。各自御検討をお願いいたします。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議を13日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって，本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議を13日の午前9時30分から再開することに決しました。

ここで，念のためお知らせいたします。明日午前9時30分から産業福祉常任委員会，午後1時30分から総務文教常任委員会，また，9日の木曜日，午前9時30分から予算決算常任委員会がいずれも全員協議会室において開催されますので，関係者の皆さんには御出席をお願いいたします。

それでは，本日はこれにて延会といたします。

皆さん御苦勞様でございました。

午前9時39分 延会

平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会（第5号）

1. 会議招集日時 平成29年3月13日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前9時30分
（議事） 午前9時30分
（散会） 午前9時36分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 小 川 公 一 | 保健福祉課長    | 松 嶋 良 治 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教 育 課 長   | 田 中 立 志 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課主幹   | 三 宅 伸 幸 |
| 総務企画課主幹     | 片 岡 崇   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行    淳

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第10号 平成28年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について  
議案第11号 平成28年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
について  
議案第12号 平成28年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

議案第 13 号 平成 28 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 14 号 平成 28 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 15 号 平成 28 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 16 号 平成 28 年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

~~~~~


午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

7日の会議に引き続き、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第10号 平成28年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について  
議案第11号 平成28年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
議案第12号 平成28年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
議案第13号 平成28年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について  
議案第14号 平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について  
議案第15号 平成28年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第16号 平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第10号から議案第16号までの補正予算案7件を一括議題として委員長報告を行います。本件は7日の本会議において予算決算常任委員会に審査付託したものです。その審査も終了しておりますので、委員長から審査の概要を報告していただきます。予算決算常任委員長、守屋正晴君お願いいたします。12番、守屋君。

○12番（守屋正晴君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

3月7日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案第10号から議案第16号までの7議案の審査のため、今月9日、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと町長ほか関係職員から説明を聴取しながら審査を行いました。質疑の詳細につきましては、会議録を参照願うことといたしまして、審査概要と結果について御報告いたします。

議案第10号から議案第16号までの補正予算案件についてでございます。まず、議案第10号の一般会計補正予算案では、水車の里フルーツピア費について、指定ごみ袋について、河川維持費について、有害鳥獣捕獲について、地方交付税について、固定資産税についてなどの質疑応答が行われたところであります。

また、議案第11号の国保会計につきましては、還付金について。議案第14号の介護老人保健施設事業会計につきましては、今後のたかつま荘の経営努力について。議案第15号の水道事業会計につきましては、建設改良費の減額についてなどの質疑応答が行われたところであります。

なお、議案第12号、第13号及び第16号につきましては、質問等はありませんでした。

以上、主だった審査の概要を申し上げましたが、委員会では執行部の説明に対し、審査案件そのもの

に異議を述べるものではなく、適切、妥当あるいは必要やむを得ないものとして全議案とも全会一致で原案を了といたしました。執行部におかれましては、本委員会で意見や要望に十分留意いただき、適切な執行に努められますよう求めるものであります。

以上が予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（江尻健二君）** 委員長から付託案件の審査報告がありました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第10号から議案第16号までの補正予算案件は、それぞれ委員長報告のとおり可決決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第10号、平成28年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、議案第11号、平成28年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第12号、平成28年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第13号、平成28年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について、議案第14号、平成28年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、議案第15号、平成28年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第16号、平成28年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、それぞれ原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は22日の水曜日、午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は22日の水曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

ここで、念のためお知らせいたします。予算決算常任委員会を15日の水曜日、午前9時30分から、16日の木曜日は午後1時30分から、21日の火曜日は午前9時30分から、それぞれ全員協議会室で開催されますので、関係の方々の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

皆さん、御苦勞様でございました。

午前9時36分 散会

平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会（第6号）

1. 会議招集日時 平成29年3月22日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前10時08分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 小 川 公 一 | 保健福祉課長    | 松 嶋 良 治 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教 育 課 長   | 田 中 立 志 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課主幹   | 三 宅 伸 幸 |
| 総務企画課主幹     | 片 岡 崇   |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行    淳

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第2号 旅費条例の一部を改正する条例制定について  
議案第3号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第4号 矢掛町男女共同参画推進条例制定について  
議案第5号 矢掛町こどもみらい基金条例制定について  
議案第6号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例制定について

- 議案第 7 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 17 号 平成 29 年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第 18 号 平成 29 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 19 号 平成 29 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 20 号 平成 29 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 21 号 平成 29 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 22 号 平成 29 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 23 号 平成 29 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 24 号 平成 29 年度矢掛町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 25 号 平成 29 年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 26 号 平成 29 年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成 29 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成 29 年度矢掛町各財産区特別会計予算について
- 請願第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願
- 請願第 2 号 日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

13日の会議に引き続き、御苦労様でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第2号 旅費条例の一部を改正する条例制定について  
議案第3号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第4号 矢掛町男女共同参画推進条例制定について  
議案第5号 矢掛町こどもみらい基金条例制定について  
議案第6号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例制定について  
議案第7号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について  
議案第17号 平成29年度矢掛町一般会計予算について  
議案第18号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
議案第19号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
議案第20号 平成29年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第21号 平成29年度矢掛町病院事業会計予算について  
議案第22号 平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第23号 平成29年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第24号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計予算について  
議案第25号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算について  
議案第26号 平成29年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
議案第27号 平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
議案第28号 平成29年度矢掛町各財産区特別会計予算について  
請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願  
請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第2号から議案第6号までの条例制定案件、議案第7号の過疎計画案件、議案第17号から議案第28号までの当初予算案件及び請願第1号と第2号、計20議案を一括議題とし、委員長報告を行います。

本件は、7日の本会議で総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会及び予算決算常任委員会に審査付託したものであり、その審査も終了しておりますので、委員長から審査の概要を報告していただきます。

まず、総務文教常任委員長、高岡一万君お願いいたします。6番、高岡君。

○6番（高岡一万君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月7日の本会議におきまして、当委員会に付託を受けました議案第2号から議案第5号までの

4議案及び請願第2号の内容審査のため、今月8日全委員出席のもと総務文教常任委員会を開催し、町長以下関係職員へ説明を求めながら審査を行いましたので、その概要及び結果につきまして御報告いたします。

まず、議案第2号の旅費条例の一部を改正する条例制定について、に関しましては、質疑もなく全会一致ですといたしました。

次に、議案第3号の矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正の内容について質疑がありましたが、内容そのものに異議を唱える者はなく全会一致ですといたしました。

次に、議案第4号の矢掛町男女共同参画推進条例制定について、に関しましては、事業所としての役場の女性推進状況について質疑がありましたが、内容そのものに異議を唱える者はなく全会一致ですといたしました。

次に、議案第5号の矢掛町こどもみらい基金条例制定についてであります。この条例の目的や歳計現金等についての質疑がありました。審査結果につきましては、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致ですといたしました。

次に、請願第2号の日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願について、紹介議員から説明を受けたのち、審査を行いました。

審査のなかでは、「日本の立ち位置を考えると、外務大臣としての言動は理解できる。」また「意見書には瑕疵（かし）があるので賛同できない。」という反対意見と、「この意見書の内容に賛同できる。」という賛成意見がありました。

審査の結果、請願を可とする意見も一部ありましたが、委員会としては不採択と決しました。

以上が総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果でございます。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（江尻健二君）** 次に、産業福祉常任委員長、萩野清治君をお願いします。8番、萩野君。

**○8番（萩野清治君）** それでは、命によりまして産業福祉常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月7日の本会議におきまして当委員会に付託を受けました議案第6号の条例制定及び請願第1号に関しまして、今月8日、常任委員会を開催し全委員出席のもと町長以下関係職員の説明を聴取しながら審査を行いましたので、その概要及び結果について御報告をいたします。

まず、議案第6号の矢掛町空家等の適切な管理に関する条例制定について、につきましては、行政代執行について、立ち入り調査等について、具体的な事例の対応について、町内の空き家の状況などについての質疑応答後、内容に対する異議はなく、全会一致ですといたしました。

次に、請願第1号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願について、でございますが、紹介議員から説明を受けたのち、審査を行いました。

審査のなかでは、「財政運営上負担が増える。」、「趣旨は理解できるがむずかしい。」、「心情的には理解できるが、反対する。」という反対意見と、「労働改善は必要である。」、「今のままの労働環境では問題である。」という賛成意見がありました。

審査の結果、請願を可とする意見も一部ありましたが、委員会としては不採択と決しました。

以上が産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

審査内容に関しまして不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして産業福祉常任

委員会委員長報告とさせていただきます。

**〇議長（江尻健二君）** 続いて、予算決算常任委員長、守屋正晴君をお願いします。12番、守屋君。

**〇12番（守屋正晴君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

3月7日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました、議案第7号、及び議案第17号から議案第28号までの13議案の審査のため、今月15日、16日、21日の3日間にわたり委員会を開催し、全委員出席のもと、町長ほか関係職員から説明を聴取しながら審査を行いました。

質疑の詳細につきましては会議録を参照願うことといたしまして、審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第7号の過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につきましては、質疑・応答はありませんでした。

次に、議案第17号から議案第28号までの平成29年度各会計予算についてであります。

まず、議案第17号の一般会計についてでございますが、各事業部門ごとに質疑・応答を行いました。総務費関連につきましては時間外勤務の問題、地域おこし協力隊、マイナンバーカード、防犯灯整備工事費などについて、民生費関連では保育士の問題、高齢者等見守り事業、地域福祉バス、バリアフリー化対策事業、地域少子化対策事業、県内病児保育広域利用の開始、放課後児童健全育成事業、赤ちゃんの駅施設整備事業、妊産婦医療費助成制度、がん検診推進事業などについて、衛生費関連では生ごみ処理容器購入補助金、家庭の省エネ対策加速化事業補助金、ごみの有料化などについて、農林水産業費関連では農業生産振興推進事業、生き活き拠点形成支援事業、鳥獣被害防止総合対策事業、矢掛町の農業を考える会、矢掛町ブランド認定事業など、また、商工費では大名行列 in サンフランシスコ事業、観光イベント実施事業、旅行誘致促進事業、観光まちづくり推進支援事業、観光ガイド委託事業、インバウンドモニター事業などの質疑・応答を行ったところであります。

次に、土木費では道の駅整備事業、定住促進住宅管理費、空き家住宅除去事業、県営ため池等整備事業、道路整備事業など、教育費関連では矢掛文学賞（仮称）、学校管理費の工事請負費・修繕料、不登校対策推進事業、総合運動公園指定管理などに関して質疑・応答を行いました。

議案第18号の国保会計につきましては、県に移管するスケジュールなどについての説明を求めました。

議案第19号の介護保険会計では、介護予防・日常生活支援総合事業・包括的支援事業について、議案第21号の病院事業会計では経営の見通し・課題についての質疑があり、名部管理者からの説明がありました。

また、議案第22号の介護老人保健施設については、入所・通所の予算根拠について、議案第23号の水道事業会計では、東川面浄水場更新と老朽管調査業務について、議案第24号、農業集落排水事業では公共下水道への移行スケジュールについて、議案第25号、公共下水道事業会計ではイベント委託料、公営企業会計の移行に関する事などについての質疑・応答がありました。

そのほかの会計につきましては、内容に対する質問等はありませんでした。

以上、主だった審査の概要を申し上げましたが、委員会では執行部の説明に対し審査案件そのものに異議を述べる者はなく、適切・妥当あるいは必要やむを得ないものとして、全議案とも全会一致で原案を了といたしました。

執行部におかれましては、本委員会での意見や要望に十分留意いただき、適切な執行に努められます

よう求めるものであります。

以上が予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（江尻健二君）** 委員長から付託案件の審査報告がありました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

**○議長（江尻健二君）** ないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番、萩野君。

**○8番（萩野清治君）** それでは、私の方から、私が報告しました請願第1号、それから総務文教常任委員長からありました請願第2号につきまして、不採択という報告でありましたが、私は採択に賛成する立場から討論をさせていただきます。

まず、請願第1号であります安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願について、産業福祉常任委員長として不採択との報告をいたしました。紹介議員という立場から、採択に賛成の立場から討論をさせていただきます。

請願の趣旨にもありますように、現在、国民の命と暮らしを守る医療介護の現場は非常に深刻な人手不足となっています。看護職員の労働実態調査、これは2013年のものですが、慢性疲労が73.6パーセント、辞めたいと思うが75.2パーセントという看護師の実態や、医療の提供についても“十分な看護ができていない”57.5パーセント、“ミスあるいはニアミスの経験がある”85.4パーセントという状況で、勤務環境は10年前と比べて改善されていないのが実態であります。

また、介護現場でも低賃金と労働条件の悪さから人員不足となり、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には全国で37万人以上介護職員が不足すると言われていています。これに対して国は、2017年度から介護士の給料を月額1万円引き上げるなどとしていますが、他産業と比較して15万円も低く、しかも介護報酬引き下げなどが続き事業所の経営も深刻になっています。

請願審議のなかでも、労使交渉のなかでとか、処遇改善すれば財政運営上の負担が増えるなどの意見もありましたが、国の施策として従事する看護師や介護士が安心して働ける労働環境、つまり労働時間の上限規制や勤務時間のインターバル確保、夜勤回数の制限、介護施設などの1人夜勤の解消など、こういった労働条件を整備することこそが利用する方の安全・安心にもつながるものと確信し、採択を強くお願いしたいと思ひまして賛成の討論といたします。

続きまして、請願第2号、日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願について、総務文教常任委員長から先ほど不採択の報告がありましたが、これについても紹介議員の立場から採択に賛成の討論を行います。

核兵器は、人類を滅亡させる最悪の非人道的な兵器であることは異論のないところだと思います。日本は世界で唯一の被爆国、広島、長崎、それからビキニ岩礁での第五福竜丸事件で原水爆禁止運動を起こし、盛り上げ、核兵器のない世界実現のために日本被爆者団体協議会を結成し、被爆者国際署名を国連に山のように積んで、核なき世界実現のために高齢にも負けず頑張ってきておられます。そして、悲願であった核兵器禁止条約が国際政治の大きな焦点となってきました。

この3月27日からニューヨークの国連本部で条約交渉会議が開かれ、法的拘束力のある文書の内容



などが議論され、秋の国連総会に報告され次のステップへと進みます。今回の国連会議は、歴史上初めて核兵器禁止条約の交渉を主題に据えた画期的な国際会議となります。

核兵器禁止条約に関する議論は、核抑止力にしがみついた核保有国の強硬な抵抗を受け困難な時期もありましたが、核兵器被害をもたらす非人道的側面に注目して、核兵器製造禁止、廃絶を訴えてきました。そして、16か国から始まった共同声明の流れは、3回の国際会議の開催と毎年の国連総会の場で議論を経て広がり続け、約3年後のNPT再検討会議2015年では国連加盟国の約8割以上に当たる159か国が賛同するまでになっています。非人道性の議論について、「遺憾だ」などと反発していた核保有国も、国際世論の急速な広がりのおかげで「核兵器使用の影響は深く理解している」。また、日本政府も当初は拒否していましたが、国民世論のおかげで共同声明に賛同するようになっていきます。日本被団協の田中事務局長は、「核被害の実体験を訴える力を持つ被爆者は、高齢化で少なくなってきました。被爆者国際署名も今年最後の機会として、世界の市民が結束できるよう取り組んでいる。日本政府は、交渉会議にぜひ参加して非人道性を訴え、積極的な役割を果たしてほしい。」と訴えています。

本請願趣旨にありますように、核兵器の廃絶は全人類の生存に関わる緊急死活の課題であり、日本国憲法あるいは人類で唯一国民が被爆した体験を持つ被爆国の政府として交渉会議に参加をし、核兵器の非人道性を訴え、積極的な役割を果たすことを求め、賛成の討論といたします。以上です。

**○議長（江尻健二君）** ほかに討論はありませんか。3番，土田君。

**○3番（土田正雄君）** 私は請願第1号の採択に反対の立場で討論いたします。

この内容については理解できるぶんもございますが、職場環境についてはこの分野だけでなく、いろいろな分野で厳しくなっております。また、人手も不足している現場が多々あると思います。

そういったなかで、この時期にこういった要望をするのがどうかと思いますし、また内容的にも利用者の立場、つまり利用者サイドからのこういった改善をしてほしいとか、そういった趣旨が盛り込まれておりません。また、人員を増やすとなると当然資格を持った人を増やさなければなりませんし、それに伴っての財政負担も増えてくると思います。

そういったなか、利用者の負担なしというか、軽減ということではまず無理だと思います。

当然利用者負担が大原則でございますので、この請願の採択に対しましては反対でございます。

**○議長（江尻健二君）** ほかに討論はありませんか。6番，高岡君。

**○6番（高岡一万君）** 私は請願第2号の採択に反対の立場で討論させていただきます。

今回の請願の内容は、昨年12月に第71回国連総会が開催されまして、その全体会合のなかで出てきました、核兵器を法的に禁止する枠組みを今回初めて国連で議論するという、その会議の招集を決定・決議すると、その決定・決議を日本政府は反対をしたということでもありますけれども、日本はそもそもこれまで唯一の被爆国として積極的にこれまで核軍縮についてやってきておりまして、けっして核兵器軍縮に反対をしているわけではありません。

また、核なき世界あるいは核軍縮について積極的に推進をしているわけでありまして、国連のこの会議で基本的にこの会議を招集することに反対した国々というのは、核保有国を中心とした38か国が賛成をしております。仮にこの会議が招集されたとしても核保有国抜きでの開催ということになるかと思います。そうなりますと、日本がこれまで常々主張してきておりました実効的な核軍縮、これは核保有国と非保有国とが協力して進めていくべきであるということを常々主張としてきております。

そうしますと、今回の核保有国抜きでの会議開催ということになりますと、日本の主張と非常に異なる

るわけでありまして、また、今回の総会での反対につきましても、会議を招集する決定・決議、その決議案に日本が提案しておりました全会一致での意見採択、これの反映がされていなかったというのが1つあります。

2点目は、安全保障を考慮しながら軍縮を進めていくというのが記述がされていなかったというこの2点と、先ほどの日本の主張が反対の大きな理由でありまして、最初から反対ありきで反対行動するための反対というものではありません。そういったことで、今回の総務文教常任委員会に付託をされました請願第2号の採択について反対をいたします。以上であります。

**○議長（江尻健二君）** ほかに討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（江尻健二君）** 討論を終結いたします。

請願第1号及び請願第2号につきましては討論がありましたので、議案の性質上それぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号から議案第7号まで、及び議案第17号から議案第28号までについては、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、旅費条例の一部を改正する条例制定について、議案第3号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号、矢掛町男女共同参画推進条例制定について、議案第5号、矢掛町こどもみらい基金条例制定について、議案第6号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例制定について、議案第7号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議案第17号、平成29年度矢掛町一般会計予算について、議案第18号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第20号、平成29年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第21号、平成29年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第22号、平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第23号、平成29年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第24号、平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第25号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計予算について、議案第26号、平成29年度矢掛町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第27号、平成29年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第28号、平成29年度矢掛町各財産区特別会計予算については、それぞれ原案のとおり可決決定いたしました。

次に、請願第1号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願につきまして、採決をいたします。

請願第1号に対する委員長報告はこれを不採択とするものでありますが、本案件に対し先ほど賛成・反対それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。

請願第1号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願については、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（江尻健二君）** 起立少数と認めます。よって、請願第1号、安全・安心の医療・介護の実現と

夜勤交替制労働の改善を求める請願は不採択と決しました。

請願第2号、日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願につきまして、採決をいたします。請願第2号に対する委員長報告はこれを不採択とするものでありますが、本案件に対し先ほど賛成・反対それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては案件を可とする原則に従って行います。

請願第2号、日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力することを求める意見書採択を求める」請願については、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（江尻健二君）** 起立少数と認めます。よって、請願第2号、日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願は、不採択と決しました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究並びに特別委員会での調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。

したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会での調査・研究については閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会、特別委員会の調査研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

更にお諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会を閉会することに決しました。

ここで一言お伝えをいたしたいと思います。井笠共済事務組合に派遣されている石井局長をはじめ、3月末をもって退職されます職員の皆様には、長きにわたり我が町、矢掛町の発展に御尽力いただきましたことに対し、議会を代表しまして心から感謝を申し上げます。

今後は、健康には十分留意され、いつまでもお元気で矢掛町を見守っていただきますことをお願い申し上げます。感謝の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、閉会にあたり町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成29年第1回矢掛町議会第1回定例会につきましては、21日間の会期のなかで上程いたしました人事案件、条例改正、補正予算案及び新年度予算案など、28議案につきまして慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定いただき、まことにありがとうございました。議案ならびに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後充分検討させていただき、執行にあたっては適正に対応してまいりたいと思います。

また新年度につきましては、議会冒頭の御挨拶でも申し上げましたが、観光を含めた産業振興への取り組み、地方創生を活用した人口減少に対応する人口増対策、更には町独自の子育て支援策による定住人口増への取り組みなど、第5次振興計画に基づき本町を更に、“やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち”の実現に向け努力してまいる所存でございます。

最後になりましたが、早春のいぶきを感じる昨今、議員の皆様にはお健やかに過ごしくださり、ますますの御健勝をお祈り申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（江尻健二君） 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、ここでお知らせをいたします。この後、10時30分から全員協議会を開催いたしますので、議員及び関係職員の方々には全員協議会室へ御参集くださいますようお願いいたします。

それでは皆さん、大変お疲れ様でございました。

午前10時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員